

## 第9章 実証授業等報告と効果測定

- 9 - 1 実証授業等の概要
- 9 - 2 小中学校における実証授業
- 9 - 3 高等学校（併設中学校を含む）における実証授業
- 9 - 4 高等専門学校における実証授業
- 9 - 5 教員対象の知財教育手法セミナー

## 第9章 実証授業等報告と効果測定

### 9 - 1 実証授業等の概要

実証授業等は、平成18年5月16日から平成19年2月14日の期間で下記17種類の内容で実施された。

(図表9 - 1) 平成18年度実施の実証授業等

学校種別	山口大学木村友久が担当	実証授業実施校教員が担当
電波高等専門学校	【整理番号14】詫間電波高等専門学校 平成18年9月12日 90分間1コマ 対象学生 高専5年生 内容 研究開発に必要な知的財産の知識	
高等学校	【整理番号7】下関市立下関商業高等学校 平成18年6月13日 50分間1コマ 対象学生 情報処理科2年生1クラス 内容 商標の基礎知識(その1)	【整理番号5】鹿児島県立加治木工業高等学校 平成18年12月8日 50分間1コマ 対象学生 2年生1クラス 内容 同校知的財産セミナーの一環として 情報処理科目で知的財産概論を扱う
	【整理番号8】下関市立下関商業高等学校 平成18年6月20日 50分間1コマ 対象学生 情報処理科2年生1クラス 内容 商標の基礎知識(その2)	【整理番号6】鹿児島県立加治木工業高等学校 平成18年12月8日 50分間1コマ 対象学生 2年生1クラス 内容 同校知的財産セミナーの一環として 家庭科で福祉体験を扱う
	【整理番号9】下関市立下関商業高等学校 平成18年11月22日 50分間1コマ 対象学生 情報処理科2年生1クラス 内容 特許の基礎知識	
	【整理番号10】下関市立下関商業高等学校 平成18年11月24日 50分間1コマ 対象学生 情報処理科2年生1クラス 内容 意匠の基礎知識	
	【整理番号11】鹿児島県立加治木工業高等学校 平成18年12月8日 80分間1コマ 対象学生 全5学科1年生 内容 同校知的財産セミナーの一環として 身近にある知的財産の説明を実施	
	【整理番号12】山口県立高森高等学校 平成19年2月14日 60分間1コマ 対象学生 自由研究の22名 内容 カップ麺に見る知的財産と特許電子 図書館の検索 ※注) 併設中学校の生徒6名と同時開催	

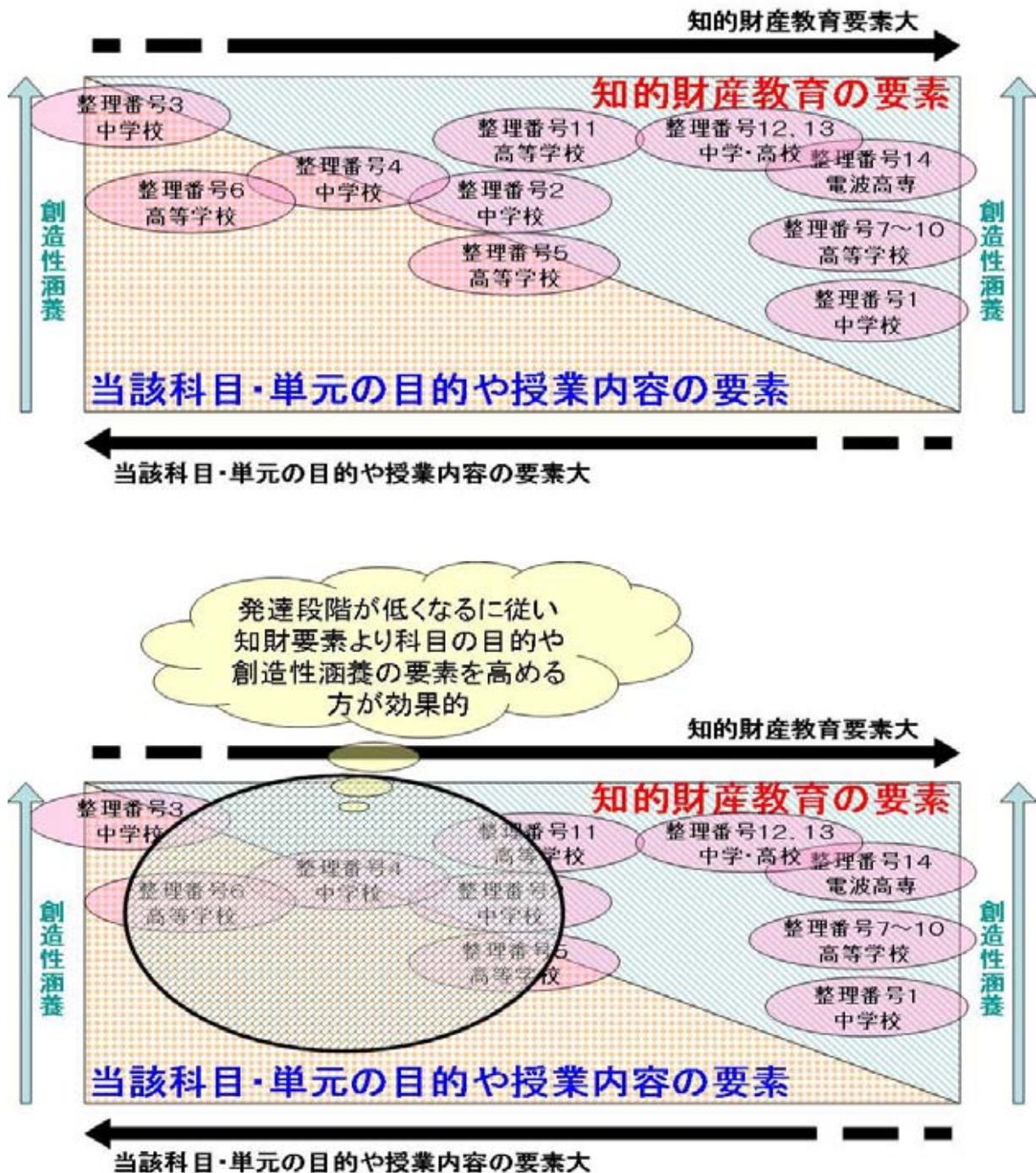
学校種別	山口大学木村友久が担当	実証授業実施校教員が担当
中学校	<p>【整理番号13】山口県立高森みどり中学校 平成19年2月14日 60分間1コマ 対象学生 自由研究の6名 内容 カップ麺に見る知的財産と特許電子図書館の検索 ※注) 上記整理番号12と同時開催</p>	<p>【整理番号1】福岡雙葉学園中学校 平成18年10月2日 100分間1コマ 対象生徒 2年生3クラス(3回分) 内容 アクティブタイムバトル特許を軸に知的財産の全体像を説明する</p> <p>【整理番号2】福岡雙葉学園中学校 平成18年11月27日 50分間1コマ 対象生徒 2年生2クラス(2回分) 内容 家庭科「食品の保存」で単元の本来の内容も維持しつつ冷凍庫特許も扱う内容</p> <p>【整理番号3】北九州市立守恆中学校 平成18年12月14日 50分間1コマ 対象生徒 2年生1クラス 内容 音楽の授業で創造性観点からコンピュータを利用した作曲指導を中心とする内容</p> <p>【整理番号4】福岡県香春町立香春中学校 平成19年1月23日 50分1コマ 対象生徒 2年生2クラス(2回分) 内容 家庭科「餃子調理実習」で単元の本来の内容も維持しつつ餃子自動製造装置の紹介と関連特許にも軽く触れる内容</p>

学校種別	山口大学木村友久が担当
教職員向け財教育手法セミナー	<p>【整理番号15】山口県立萩高等学校 平成18年5月16日 50分間1コマ 対象者 同校教職員約25名 内容 学校実務で必要となる知的財産の基礎知識</p> <p>【整理番号16】山口県立宇部商業高等学校 平成18年8月10日と11日 計10時間 対象者 山口県内商業高校教員約35名 内容 知的財産権の概要並びに知的財産教育手法</p> <p>【整理番号17】福岡県立玄海高等学校 平成18年11月10日 30分間 対象者 福岡情報教育授業研究会(嘉徳総合高校倉光先生主催)会員約15名 内容 教育機関における知的財産教育事例紹介と知財教育の考え方</p> <p>【整理番号18】有明工業高等専門学校 平成18年12月6日 120分間 対象者 同校教職員と専攻科学生約30名 内容 実践的知的財産教育事例紹介</p>

この中で、学生・生徒対象の実証授業は13種類、複数クラスで同一種類の授業を行った事例が含まれるため授業回数としては17回の実施となっている。更に、教職員対象の知的財産教育方法セミナーは4種類の内容で各々1回開催されている。これらを合計すると、実証授業等の延べ実施回数は21回である。

学生・生徒対象の実証授業は、山口大学の木村友久が担当した授業と、実証授業を行う相手先学校の教員が担当した授業に分類される。実証授業という状況を勘案し、科目・単元が持つ本来の目的あるいは授業内容と知的財産教育部分との関連性について、意図的に異なる比重の授業を用意した。図表9-2に示すように、知的財産教育の要素が強い授業、科目・単元が持つ本来の目的あるいは授業内容を主な要素としながら知的財産との関連性を若干加えた授業、科目・単元が持つ本来の目的あるいは授業内容に従って、創造性涵養に注力して知的財産との直接的関連性は控えめなアレンジにした授業である。

(図表9-2) 学生・生徒向け実証授業の知財教育関連性



個別実施報告は次節以降に記述されているが、学生・生徒の立場から見ると日常の授業と異なる雰囲気もあるため、総体的には図表9 - 2に配置したいいずれの授業についても積極的な評価が示されたと推測される。

但し、詳細にアンケートや受講態度を検討すると、中学生（発達段階が低い程）に対しては、知的財産教育の要素より本来の科目目的や創造性要素に重点を置きつつ、関連する知的財産にも触れる程度にアレンジした方が、学習者の興味を維持し最終的な授業効果向上に寄与すると考えられる。例えば、整理番号1は、アクティブタイムバトルの特許を教材に、ゲーム進行内容と発明を対応させる部分と、関連する知的財産の基礎知識の説明を行っている。授業後半で「自分でゲームのストーリーを考える」という創造性要素を若干含ませているが、基本的には、授業効果を比較する目的で意図的に知財要素に比重を置く時間配分をしている。これに対して、整理番号2と4の授業は、科目や単元から導かれる本来の内容を軸にして、授業の流れに添った形で知財教育要素を融合させる手法を取っている。前者と比較して、整理番号2と4の授業は生徒の積極性等の反応が明らかであった。整理番号4は、家庭科調理実習（餃子）の事前座学指導であり、教科書では『手作り餃子と機械で大量生産する餃子の双方にそれなりの利点があり、消費者はそれらを使い分けることが肝要である』というスタンスで記述され、それでは次の時間に自分たちで餃子を作ってみようという流れになっている。授業進行に伴い手作り餃子は次の時間に体験できるが、機械で製作する餃子は教科書中で理解する形であったため、この部分について特許発明が組み込まれている機械の写真や動画教材による指導を補充したものである。実際には、取材日時がタイトであったために授業当日は静止画像をパワーポイントで説明する事になったが、生徒からは是非動画教材を見たいという強い希望が出されていた。なお、後日、動画教材が担当者に渡されている。

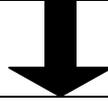
このように、特に中学生については、図表9 - 2の下半分に特記されている部分に留意した指導が必要であると判断される。

なお、高校生でも類似の傾向が見られるが、学生が所属するコースや実施科目等により、知財教育要素自体に対する前提条件としての学習意欲が相違すること。実証授業をビデオで再確認したところ、どちらかといえば、物づくり・コンテンツ制作までを含めた、創造性の要素が授業効果に積極的に作用する状況もうかがわれたこと。これらを総合判断すると、『授業の流れに添って適切に知財教育要素を融合させる手法』の必要性と授業に対する積極的効果は、高校生に対する指導としても十分留意すべきであるが、適切な創造性の要素を選択し、それにふさわしい教材とともに扱えば、授業における知財教育要素の比重をある程度制御できる可能性もあると考えられる。今後の課題として、この点にフォーカスした実証授業が必要と思われる。

平成17年度の間接報告では下記の提言を行っており、実証授業ではおおむねこれらの提言を裏付ける方向で効果が確認されているが、の中学生段階は多少ハードルを下げるべきかもしれない。

国の施策として、「ものづくり立国」「知財立国」「科学技術創造立国」の3つが有機的に作用するための人材育成制度、敢えて言えば、教材の作成、指導要領等の整備が重要。

~~—小学校段階では主に創造力や発見を中心に、中学校段階では創造力に物づくりに必要な技術等が教育要素として加わる、高等学校段階になると、知的財産制度やモラルが加わる。~~



小学校段階では主に創造力や発見を中心に、中学校段階では創造力や発見を更に進めるとともに、物づくりに必要な技術等を学習指導要領の目的と整合性をとりながら教育要素として加える、高等学校段階になると、知的財産制度やモラルが加わる。

初等中等教育段階での知的財産教育は、弁理士のような知的財産専門人材を生み出すものではない。技術を生み出す創造人材の育成を目的とすべきである。発見し、感動して、それを表現する力を身につける必要がある。

日本の知的財産教育（初等中等教育段階）は、若干、法令遵守の主張が強いように感じる。むしろ、知財創造者の視点に立つことで、内心から相手の権利を尊重しようという気持ちにさせる指導方法で進めるべきである。また、小学生教育では「～してはいけない」というような教え方に偏重すべきでないとして規定されている。

必ずしも、毎授業で特許公報等を教材に利用する必要はなく、無理に特許に結びつける必要はない。自分たちの手で知的財産を創造する部分に重点をおきながら、小学低学年の頃から土壌を培っておき、高校段階に近づくにつれて権利として教える比重を高めるように展開する。

現在の教育は、「何のために学ぶか」という部分を教えきれていない場合がある。知的財産教育においても、「何のために学ぶか」という原点から説明する必要がある。

技術者の経験を伝え、知財創作のすばらしさが実感できる教育を行うべきである。

## 9 - 2 小中学校における実証授業

### 9 - 2 - 1 整理番号1 福岡雙葉学園中学校

#### 【実証授業の概要】

福岡雙葉学園中学校 家庭科の情報単元

平成18年10月2日 100分間1コマ

対象生徒 2年生3クラス(3回分) 2年B組 2年C組 2年D組

内容 アクティブタイムバトル特許を軸に知的財産の全体像を説明する

実施者 桑原富美枝氏

アクティブタイムバトル特許を教材にして、ゲーム進行内容と発明との対応を理解させ、ゲームソフトの違いを認識させる。その後、自分たちでゲームソフトのアイデアを考えさせる。並行して、関連する知的財産の基礎知識説明を行っている。前述したように、授業効果を比較する目的で意図的に知財要素に比重を置く時間を設定した。

授業全体は、DVビデオに記録されている。検証授業の観察と記録されたビデオから、ゲームソフトの違いを体感させる部分ないしはゲームソフトのストーリーを考えさせる部分と、特許制度の説明を行っている部分では、生徒の反応に明らかな差異が確認された。後者の特許制度説明に踏み込む箇所は、生徒にとって難解で理解できなかった為に学習者の注意力が散漫になったものと考えられる。ゲームソフトのストーリーを考えさせる部分では、小グループで話し合いながら積極的に考えをまとめている状況が確認された。前期中等教育段階においては、直接的な制度説明は慎重に行う必要があるだろう。

対象3クラスで授業時配布印刷資料を兼ねたアンケート<sup>1)</sup>をとっている。設問内容は、

1. 2つのゲームの違いがわかりましたか？
2. やってみたいのは、どちらのゲームですか？
3. FFが特許をとったことの意義を考えよう！
4. 売れるソフトを考えよう：タイトル ゲームの種類 ゲーム内容 ターゲットは？
5. 特許をとると、どんな権利がえられますか？
6. 特許をとるには、どこに出願しますか？
7. 特許出願の手続きを代わりに行う仕事は、誰が行っていますか？
8. 新しい発明をしても、特許を取得しないと、どうなりますか？
9. 新しく製品開発を行うときには、あらかじめ特許について調べておく必要があるのはなぜですか？
10. 新しい技術が特許として認められることで、新しい産業を生み出し、それが雇用や市場を作り上げていく。知的創造 - 権利設定 - 権利活用という、このサイクルを何といいますか？
11. 世界初の特許法「発明者条例」はどこでできましたか？
12. 日本に特許制度ができたのはいつですか？
13. 感想

1) 上記の感想を含むアンケート内容は、下記ホームページに掲載。

の13問で、設問5～12は副読本や教師の説明から記入する設問。設問1～4がゲームソフトやそれに関する特許についての設問とゲームの筋書きを考える設問である。設問13が、授業の一般的感想を記述する部分である。下記に、代表的な感想を抽出する。

特許についていろいろわかって良かったです。

特許は最高20年しか持てないと聞いてびっくりしました。ずーっと特許は持っているかと思っていましたので結構意外でした。

特許についていろいろ知られて良かったです。

特許はとても大切だと思いました。

特許をとってなかったら、これが自分が開発したといっても信じてもらえないので、必ずとるべきだと思いました。

ふだん、普通に遊んでいるファイナルファンタジーやドラクエの裏に私たちが知らないことがたくさんありました。

特許というのをあまり詳しく知らなかったので、コンピューターを使って詳しく教えてもらって良かったです。

特許は大切なもので、無いと不正に使われてしまったりすることがわかりました。

いつか自分でも特許が取れるようになりたいです。

特許のホームページがおもしろかったです。

やっぱり自分が発明したのに他人にとられてしまうのは、とてもいやなことなので、特許というものは大事だなあと思いました。

### 当日の授業風景写真





討論、検討の場面



アクティブタイムバトル特許が組み込まれていないゲームは攻撃が停まることを確認



アクティブタイムバトル特許が組み込まれているゲームは任意に攻撃が開始される



ウェブ上でゲームソフト情報を検索

【当日の指導用資料】



ロールプレイングゲームはしますか？

- ロールプレイングといえば、  
ドラゴンクエスト！
- そして、忘れてはいけないのが、  
ファイナルファンタジー

この2大作は、  
ロールプレイングゲームの定番！

しかし、  
この2つのゲームには…

大きな違いがあるのです。

この違いが、分かるかな？

ドラゴンクエストは…

ゲームを  
(戦闘を) 中断  
できます！

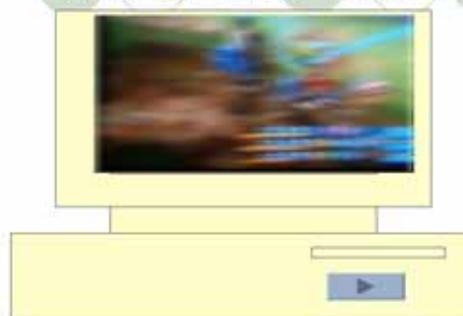
攻撃が止まることを確認しよう！



ファイナルファンタジーは…

戦闘場面で、時間が流れて  
いるので・・・戦いを  
(敵の攻撃を)  
止められません！

時間の流れがわかりますか？



ファイナルファンタジーでは…

トイレに行っている間も、  
相手からの攻撃が続いていました。  
こちらが、攻撃しなくても、相手は攻撃  
してきます。

では…ドラゴンクエストは…

ターン制ですから、  
かわるがわる、攻撃します。  
しかも、  
戦闘場面で時間が流れないので、  
ゲームは中断できます。

ターン方式を確認しよう！



もう1回確認、トイレに行けますよね！



トイレに行っている間…

敵は攻撃してきません！

ゲームが、プレイヤーに有利に構成されています。

これを、「**退屈だ！**」と、評した人がいます。そこで、戦闘場面に時間の概念を入れたのが、**ファイナルファンタジーのアクティブタイムバトル**です。

FFでは、トイレに行っている間に…

一定時間が経過すると、攻撃を受けます。

しかも、こちらがコマンドを選んでいる間も、相手の**攻撃は止まりません**。

また、コマンド選択があるので、ボタン操作で攻撃する**アクションゲームとも違います**。単なるアクションゲームではない**戦闘のあり方**（アクティブタイムバトル方式）は、ゲームソフトで**初めて特許**をとりました。

特許とは…

知的財産制度の1つで、新規で有益な発明について、特許法に基づいた**独占権**を付与すること。

FFが特許をとったことの意義を考えよう！

- 良かった点は何だろう？
  - \* 独占できる！（利益をあげられる）  
研究開発費の回収ができる
  - \* ゲームソフトの有用性・技術力が社会的に認められた。
  - \* ゲームソフト開発が盛んになり、産業の発展につながった。

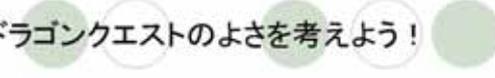
スクエア・エニックスを知っていますか？

実は…

- ドラゴンクエスト  
株式会社エニックス
- ファイナルファンタジー  
株式会社スクエア

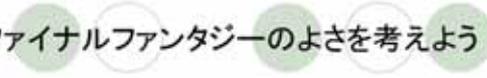


何で、ドラゴンクエストには  
アクティブタイムバトル方式が導入され  
ていないのか？



ドラゴンクエストのよさを考えよう！

- ファンタジー性がある。
- キャラクターが愛らしい。
- 主人公が成長する楽しさがある。
- 冒険心が満足する。
- 終わりには達成感が待っている。
- 戦闘中、トイレに行ける。



ファイナルファンタジーのよさを考えよう

- ストーリー性がある。(都市伝説)
- キャラクターがカッコイイ。
- 主人公が難局を越えていく。
- 非現実の世界の中に、現代社会や現代人の苦悩が投影されている。
- 対戦中、トイレに行けない迫力がある。



もし、あなたが人気ゲームクリエイター  
だったら？



次の開発ソフトを考えてみよう！



ゲームソフトのアイデアを考えよう！

- タイトルは何にしますか？
- どんな、種類のゲームにしますか？  
(アクション・ロールプレイング・シュミレーション・アドベンチャー・サバイバル・パズル・スポーツ・レーシング・テーブル・サウンドノベル)
- 内容は？
- 売り込みターゲットの年代・性別・個性は？

## 【指導用印刷配布資料の内容】

アクティブタイムバトルで学ぼう！知的財産制度(特許)

( 1 ) 2つのゲームの違いがわかりましたか？

YES

NO

( 2 ) やってみたいのは、どちらのゲームですか？

( 3 ) FFが特許をとったことの意義を考えよう！

( 4 ) 売れるソフトを考えよう！

タイトル

ゲームの種類

ゲーム内容

ターゲットは？

確認しよう！

( 1 ) 特許とは、( 1 ) の1つで、

( 2 ) で有益な( 3 ) について、

( 4 ) 法)に基づいた( 5 ) 権)を付与すること。

( 2 ) 特許を取得すると、( 6 ) 権)が得られて、

( 7 ) 費)を回収することができ、新たな( 8 ) )

が行われ、より豊かな社会をつくり上げること

ができる。

( 3 ) 特許をとるには、( 9 ) )に出願する必要がある。特許出願の手続きを  
代わりに行う仕事を( 10 ) )が行っている。

( 4 ) 特許を取得しないと、新しく発明をおこなっても、他人に特許をとられて、自分でも  
その発明を( 11 ) )ことがある。

( 5 ) 新しく商品開発を行うときには、あらかじめ特許について調べておかないと、  
( 12 ) )を請求されることがある。

( 6 ) 新しい技術が特許として認められることで、新しい産業を生み出し、それが雇用や市  
場を作り上げていく。

知的創造 権利設定 権利活用という( 13 ) サイクル)の中で、さらなる  
可能性へつながっていく。

( 7 ) 世界初の特許法「発明者条例」は( 14 ) 共和国)でできた。

( 8 ) 日本に特許制度ができたのは( 15 ) 時代)で、( 16 ) )がそ  
の普及の必要性を説いた。

\* 感想

2年 組 番 氏名

## 9 - 2 - 2 整理番号2 福岡雙葉学園中学校

### 【実証授業の概要】

福岡雙葉学園中学校 家庭科の「食品の保存」単元

平成18年11月7日 50分間1コマ

対象生徒 2年生2クラス(2回分) 2年C組 2年A組

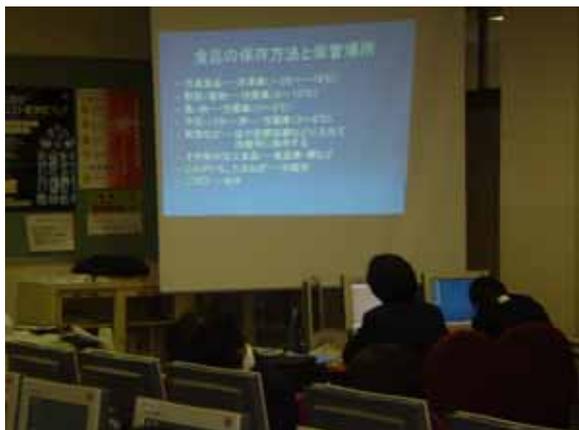
内容 家庭科「食品の保存」で、単元の本来の内容も維持しつつ冷凍庫  
特許も扱う内容

実施者 桑原富美枝氏

家庭科「食品の保存」単元の指導において、食品の冷凍機能あるいは急速冷凍機能への理解を深めるという観点で、家庭科本来の指導内容を維持しながら冷蔵庫の発明を考えさせる構成を取っている。また、ウェブ上から急速冷凍の意義を探索させ、同時に冷蔵庫の発明についても若干触れる内容である。整理番号1の検証授業とは異なり、家庭科の食品の保存に関する理解に重点が置かれ、冷蔵庫の発明は「急速冷凍による食味低下を防止する」ことを深く理解させるための手段として用意されている。これまでと同様に、授業全体はDVビデオに記録されている。検証授業の観察と記録されたビデオから、生徒の興味関心も最後まで維持されたものと判断できる。

### 当日の授業風景写真





食品の保存方法と保管場所



冷蔵庫の マークによる性能比較



急速冷凍の定義



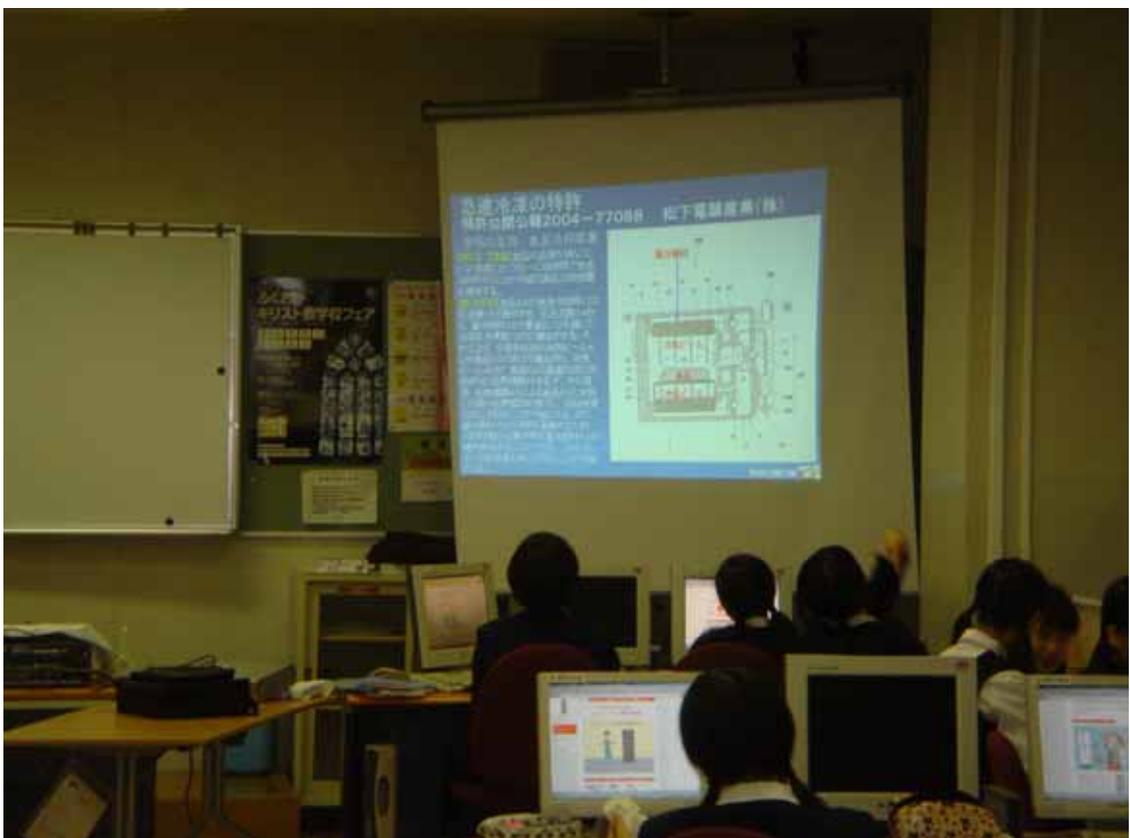
家庭科の教科書



冷蔵庫メーカーホームページの検索



ホームページから食肉急速冷凍の効果説明の情報を取得



機器のコストを下げ省エネにも役立つ急速冷凍の発明を見る

【当日の指導用パワーポイント資料】

食品の保存

日頃、  
食品の保管は  
どうしていますか？

アイスクリームはどこに  
保管されていますか？

卵は冷蔵庫じゃないと  
いけないの？

食品の保存方法と保管場所

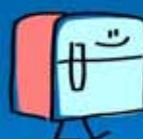
- 冷凍食品・・・冷凍庫(−25～−18℃)
- 野菜・果物・・・冷蔵庫(5～10℃)
- 魚・肉・・・冷蔵庫(0～3℃)
- 牛乳・バター・卵・・・冷蔵庫(3～5℃)
- 乾物など・・・袋や密閉容器などに入れて  
冷暗所に保存する
- その他の加工食品・・・食品庫・棚など
- じゃがいも、たまねぎ・・・冷暗所
- ごぼう・・・地中

もし、冷蔵庫が  
なかったら  
どんな生活に  
なるだろう？

冷蔵庫に関する素朴な疑問



冷蔵庫の置き場所は？



## 掃除はどうすればいいの？



## インターネットで調べよう！



Yahooで、「冷蔵庫」と入力  
ディレクトリ検索を  
行おう！

## 冷蔵庫使用の注意

- 食品をつめこみすぎない
- ドアの開閉は手早くし、回数を少なく
- 料理は冷ましてから入れる
- 冷蔵庫は週に1度くらい掃除をする
- 冷蔵庫を置く場所は直射日光の当たる場所や熱源の近くはさける

## 細菌の繁殖条件

細菌は10°Cで増殖が弱まり  
-15°Cでは、増殖が止まる

## 冷蔵庫の性能比較

☆	☆☆	☆☆☆	☆☆☆☆
-6°C 以下	-12°C 以下	-18°C 以下	-18°C 以下
約1週間	約1ヶ月	約3ヶ月	約3ヶ月

冷蔵庫使用に関する  
困っていること、  
こうなって欲しいことは何？



## 困っていること

- 冷凍すると、肉や魚が  
パサパサする
- ついつい使い忘れる
- 匂いがつく
- 凍ってしまう
- その他

## こうなって欲しいこと

- 冷凍・解凍が一緒にできる
- 保存期間が過ぎる前に知らせてくれる
- ラップなしで保存できる

## 急速冷凍するとどうなるの？

### ➢ 急速冷凍の定義

「急速冷凍」と「緩慢冷凍」その差は、できる氷結晶の大きさです。物質を凍らすと、内部の水分の氷の結晶が大きく成長しようとする温度帯があります。これを「最大氷結晶生成温度帯」といい、0℃～マイナス5℃くらいがそれにあたります。この最大氷結晶生成温度帯をゆっくり通過（＝緩慢冷凍）すればその分、氷結晶は大きく成長し、素早く通過（＝急速冷凍）すれば大きくなりません。一般的に最大氷結晶生成温度帯を30分以内で通過することを「急速冷凍」と呼んでいます。

### ➢ 緩慢冷凍とドリップ

肉や魚を冷凍した場合、急速冷凍では水分が細胞内に細かく散らばるようにして凍結します。一方緩慢冷凍では、氷結晶が大きくなるため細胞膜を破壊して凍ります。いったん破壊された細胞は元に戻せません。細胞内にあった旨味や栄養成分は、解凍時には溶けた氷と一緒に「ドリップ」となって流出してしまいます。

## 急速冷凍では



- 冷凍した肉や魚がパサパサしない

## 急速冷凍の特許

## インターネットで調べよう！



Yahooで、「冷蔵庫」と入力ディレクトリ検索を行おう！

### 急速冷凍の特許

松下電器産業のホームページを見よう

<http://ctlg.national.jp/product/info.do?pg=04&hb=NR-F531T>

日立製作所のホームページを見よう

<http://kadenfan.hitachi.co.jp/rei/senka/index.html>

### 急速冷凍の特許

約-40℃の冷気で肉や魚を一気に冷凍。解凍時のドリップや冷凍やけが少なく食感までしっかりキープ。風味に大きな差が出ます。

■肉のうまみをしっかりキープ  
当社12年製凍庫 NFD41E1

■にご飯もおいしく  
冷凍後の旨味変化が少ないため炊き立てのおいしさももち。

■新商品：NFD33T  
冷凍やけも解凍時のドリップもほとんどない。

出典：松下電器産業（株）ホームページ [http://national.jp/product/cooling/refrigerator/refrigerator\\_03.html](http://national.jp/product/cooling/refrigerator/refrigerator_03.html)

### 急速冷凍の特許

どんな方法で急速冷凍するのだろうか？

1. 冷凍する機械(コンプレッサー)を強く回す
2. 冷気(-40℃)を吹き付ける
3. 熱伝導率が高い等の金属板などを利用する
4. 冷凍時に温度ムラをなくす工夫を取り入れる

### 急速冷凍の特許

4種類のアイデアを実現するために多くの特許出願が行われています。

例えば・・・

1. 特許公開公報2004-251560
2. 特許公開公報2004-77088  
松下電器産業(株)
3. 特許公開公報H06-221739  
(株)日立製作所

### 急速冷凍の特許

特許公開公報2004-251560 松下電器産業(株)  
発明の名称 冷蔵庫

【要約】  
【課題】急速冷却、急速解凍機能を有する冷蔵庫に際し、冷却、解凍の効率化と、時間短縮を図る。  
【解決手段】冷却プレート10の底面に、冷却配管11と加熱装置12を設置することにより、底面からの接触熱伝導で熱伝達効率を向上させ、また、冷却プレート10の下面に風路を構成し、冷気循環ファン19と、天蓋吐出風路19を確保させ、天蓋の冷却空気吐出穴20を、吐出穴切替装置1を用いて吐出穴開閉や吐出穴位置を可変させることで、事後的に食品に冷却空気または解凍空気を当てることができ、冷却、解凍の効率化と時間短縮ができる。

特許公開公報

### 急速冷凍の特許

特許公開公報2004-77088 松下電器産業(株)  
発明の名称 食品冷却装置

【要約】  
【課題】食品の品質を損なうことなく容易にかつ均一に短時間で急速冷却を行うことが可能な食品冷却装置を提供する。  
【解決手段】食品55の急速冷却時には、圧送機15を動作させ、圧送通路14から、蓄冷部材12の貫通孔13を通して、冷気を冷凍室10内に噴出させる。それにより、小径気柱状の冷気ビーム40が食品55に向けて噴出され、冷気ビーム40が、食品55の表面付近に形成された伝熱境界層45を乱す。その結果、伝熱境界層45による食品55と冷気との間の伝熱抵抗が低下し、冷却速度の向上を図ることが可能となる。また、蓄冷部材12が冷熱を蓄積するため、冷却初期の必要冷熱を蓄冷部材12が補充供給することができ、このため、より冷却速度の向上を図ることが可能となる。

特許公開公報

### 急速冷凍の特許

特許公開公報H06-221739 (株)日立製作所  
発明の名称 冷蔵庫

【要約】  
【目的】大域な改造無しに、従来方式以上の解凍あるいは急冷却性能の向上を図りうる専用室をもち、食品の解凍むら、冷却むらの抑制を可能とする冷蔵庫を提供する。  
【構成】解凍急冷却室は、冷気導入風路2開口に設けたダンパー4と、後部に設けた循環用ファン11と、天井側と下面側に設けた多数の噴出孔13、13Aと、背面板15に設けたスリット24と、前面に設けた小扉23とを備え、解凍時にはダンパー4を遮断して同室の空気またはヒーター等で加熱した空気を、急冷却時にはダンパー4を介して蒸発器6から低温空気を専用室内に導入し、循環用ファン11にて多数の噴出孔13、13Aから高速で噴射して食品に衝突させたのち、大部分を背面のスリット24へ戻し、一部分を小扉23の上半分の隙間から排出するようにした。また、解凍時には天井側の噴流空気の温度が室温より高くなるよう解凍ヒーターを1字状に設置した。

特許公開公報

授業時に配布する印刷資料は、第6章『18中学校No.2』指導案の末尾に掲載。

次頁に、技術家庭科固有の設問以外のアンケート、「冷蔵庫の技術的改善点」「改良アイデア」「感想」の3種類の設問を掲載した。対象者は中学2年生であるが、記述された内容からは、食品保存方法の理解と共に、冷蔵庫を利用する際の問題点や改善点など創意工夫に繋がる発想を見いだす事ができる。

1) 上記の感想を含むアンケート全体内容は、下記ホームページに掲載。  
<http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/20061107futabaanke.xls>

【本授業印刷配付資料中の3種類の設問・・・実施二クラスの中で一クラスのみを集計】

	設問 1		設問 2	設問 3
	冷蔵庫使用の困った点	こうなって欲しい点	私の考える、使いやすい、便利な冷蔵庫	感想
1	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・においがつく ・凍ってしまう		薄型で、野菜や肉の新鮮さをそのまま保てる。	冷蔵庫にもたくさんの工夫がしてあることが分かりました。最新型の冷蔵庫が欲しいです。
2	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう	・冷凍・解凍が一緒にできる ・保存期間が過ぎる前に知らせてくれる ・ラップなしで保存できる	保存期間が守れて、新鮮に食べれるようなのがいいです。	このように、たくさん問題点が解決していけばいいなと思います。
3	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう		引き出しのようになっていて便利。(図有り)	最近の冷蔵庫はすごく便利で私も最新型の冷蔵庫が欲しいです。
4	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう ・その他		・冷凍・解凍が一緒にできる ・保存期間が過ぎる前に知らせてくれる ・ラップなしで保存できる	今日の授業で、これから家で冷蔵庫を使うとき、何に注意をすればいいのかが分かりました。特に夏は、注意点のことをよく考えて、冷蔵庫を使っていかなければいけないと思います。また、私が考える使いやすい冷蔵庫というのが、実体化していけばいいと思います。
5	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍らなくていいものが凍ってしまう ・掃除がしにくい	・冷蔵・冷凍が一緒にできる ・保存期間を教えてくれる ・ラップなしでOK	・奥の方まで取りやすい ・場所をあまりとらずに置くことができる	昔から比べて、だんだん良くなっていて、とても使いやすくなったと思います。問2の考えが可能になる冷蔵庫が出てくるのが楽しみです。
6	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう ・掃除がしにくい		・急速冷凍 ・氷がばつと使える ・肉がおいしく冷凍できる ・野菜が腐らない	今日、初めて冷凍したら食品が悪くなるのが分かりました。未来にもっとよい冷蔵庫ができ、安全に生活できるようになればいいと思います。
7	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう ・その他			冷蔵庫は今、家庭にとっても必要なものとされています。これから技術がもっと発達し困った点のない冷蔵庫になって欲しいです。
8	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう ・その他	・庫内がもっと広く取り出しやすい広さ ・汚れが取れやすく ・なべごと入れられる大きさ		今の冷蔵庫は内の大きさも大きいし、汚れも取れやすいし、すごく昔より技術が進歩していったすごいと思いました。これからはもっとすごいものができるのを期待しています。
9	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう			私たちの暮らしに欠かせない冷蔵庫は、昔に比べてたくさん入るようになっていました。このように冷蔵庫は私たちに使いやすくなってきています。これからはたくさんの技術や性能が工夫されていくと思います。これからの進化が楽しみです。
10	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう ・その他		・冷蔵・解凍が一緒にできる ・保存期間が過ぎる前に知らせてくれる ・ラップなしで保存できる	いろんな種類の冷蔵庫が出ていてびっくりしました。
11	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう			どんどん新しいものが出てきて、もっと使いやすいものが出てくるのも楽しみだけれど、地球にやさしいものを出してほしいです。
12	・匂いがつく ・バサバサ ・使い忘れ ・凍る		冷凍庫と一緒に	冷蔵庫なんて今まで全然気にかけてなかったけど、今日勉強できて良かったです。
13	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう	・冷凍・解凍が一緒にできる ・保存期間が過ぎる前に知らせてくれる ・ラップなしで保存できる	腐らなければいいです。	最近の冷蔵庫は進んでいるなと思いました。
14	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう ・その他			食品の保存方法ではほとんどが冷蔵庫だったので、冷蔵庫はすごい大事なんだと思いました。星の数により温度や日持ちの日数が違うのは知らなかったです。

	冷蔵庫使用の困った点	こうなって欲しい点	私の考える、使いやすい、便利な冷蔵庫	感想
15	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう ・その他		今、冷蔵庫の中に何が入っていて、どのくらいの間は入っていたのかが表示される冷蔵庫	冷蔵庫を週に1回も掃除しないといけないことに驚きました。もう少し清潔にしようと思いました。冷蔵庫は便利だと思います。
16	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう ・その他		・引き出しがたくさんある ・あまりスペースをとらない	最近になって技術が進歩していくうちに、荷電がどんどん良いものになっているんだなと思いました。冷蔵庫1つでも生活は随分便利になるんだなと思いました。
17	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう ・その他	・掃除がしにくい ・冷凍・解凍が一緒にできる ・保存期間が過ぎる前に知らせてくれる ・ラップなしで保存できる	・子供やお年寄りでも、軽くて開けやすい扉 ・すぐに解凍できておいしさを保つ ・急速冷凍0℃～5℃で30分以内で通過すること(最大氷結晶生成温度帯を、ドリップ(肉や魚の水分)が出ない。)	今日、冷蔵庫や食品のことが分って思ったことは、何気なく毎日使っている製品を、こんなにすごいことがあるなんてすごいと思いました。これからどんどん色々な技術を冷蔵庫に盛り込んで欲しいです。
18	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう	・冷凍・解凍が一緒にできる ・保存期間が過ぎる前に知らせてくれる ・ラップなしで保存できる	中が広く、たくさんの食品が入れやすい冷蔵庫	冷蔵庫でたくさんの食品が保存でき、また保存をのばしたりできてすごいなと思いました。
19	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう ・その他		・冷凍・解凍が一緒にできる ・保存期間が過ぎる前に知らせてくれる ・ラップなしで保存できる	食品の保存の仕方が良く分りました。たくさん入れられるから、便利だなと思いました。
20	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう ・その他		・棚がいっぱいあって、-40℃の冷凍庫つき ・幅は狭くて高さは150cmくらい ・肉と魚は匂いが移らないように別々の棚がある	今まで冷蔵庫についてあまり考えたことがなかったけれど、いろんな工夫がいっぱいあって、私が見なかったうちにどんどん性質もあがっていたことにおどろきました。
21	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう ・手入れがしにくい		・中身に何が入っているかの表示がある冷蔵庫 ・たくさん入る冷蔵庫 ・ひと拭きで汚れが落ちる冷蔵庫 ・開けたら高いところが下に下りてくる	今、どんどん新しい冷蔵庫が開発されています。使いやすいくなるばかりだけでなく、その分環境などにも影響が出てしまうかもしれません、私たちが地球のことも考えた開発の手助けになりたいなと思いました。
22	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう		・冷凍・解凍が一緒にできる ・外見は小さいけど中身は広い ・ラップなしで保存できる	冷蔵庫はいろんなものを保存できるから、カッコいいと思いました。
23	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう ・その他		・冷凍・解凍が一緒にできる ・保存期間が過ぎる前に知らせてくれる ・ラップなしで保存できる	冷蔵庫はすごいです。今と昔とは違いが多く。
24	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう ・その他	・冷凍・解凍が一緒にできる ・外見は小さいけど中身は広い ・ラップなしで保存できる	広く大きい	これからもっといい冷蔵庫ができていったらいいなと思いました。
25	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう ・こぼしても拭けない	・冷凍・解凍が一緒にできる ・保存期間が過ぎる前に知らせてくれる	・棚の高さを変えられる ・においがつかない ・できるだけ野菜のみずみずしさを失わない ・たくさん入る	今日、いろんな種類の冷蔵庫や役割を見て、意外な機能にびっくりしました。特に同じ冷蔵庫でもこんなに温度の差があるとは思いませんでした。どこに何を入れたらいいか考えて、できるだけ鮮度を保ちたいなと思いました。
26	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう ・その他		・冷凍・解凍が一緒にできる ・保存期間が過ぎる前に知らせてくれる ・ラップなしで保存できる	私は、今日冷蔵庫や冷凍庫について学びました。冷蔵、冷凍庫は私たちの生活を支えているのをあらためて知りました。
27	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう ・その他		・冷凍・解凍が一緒にできる ・保存期間が過ぎる前に知らせてくれる ・ラップなしで保存できる	今日は冷蔵庫についての知識を学びました。普段知ることではできない事ばかりで良かったです。これから発達してすごい機能が出ると思うので楽しみです。
28	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう		・冷凍・解凍が一緒にできる ・保存期間が過ぎる前に知らせてくれる ・ラップなしで保存できる	冷蔵庫はいろんなものを保存できてすごい、これからもハイテクな冷蔵庫が出てくるので楽しみです。

	設問 1	設問 2	設問 3	
	冷蔵庫使用の困った点	こうなって欲しい点	感想	
29	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう ・その他		・冷凍・解凍が一緒にできる ・保存期間が過ぎる前に知らせてくれる ・ラップなしで保存できる	冷蔵庫が今すごく便利になっていてすごいなあと思いました。もっと便利になればいいなあと思いました。
30	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう ・その他	・「しょうゆ」や「めんつゆ」をこぼした時拭けない場所がある ・野菜室が汚い	・食品を入れるスペースをもっと広くしてほしい ・バサバサにしにくくしてほしい ・もっと出し入れしやすくしてほしい	今日、この勉強をして、ほとんどの食品は、冷蔵庫を使っていることに気付かされて、絶対にこれからも必要不可欠なものだなあと改めて思いました。昔よりは今の冷蔵庫は良くなっているけれど、まだまだ使いやすく便利に欲しいなあと思いました。
31	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう			冷蔵庫に入れたら便利で保存できたりして良いけど、悪い所もあるんだなと思いました。
32	・肉や魚がバサバサする ・使い忘れる ・臭いがする ・こぼしても拭けない		・冷凍・解凍が一緒にできる ・保存期間が分かる ・ラップなしで保存できる	今日私は、冷蔵庫もきれいにしないといけないということや、冷蔵庫の中に様々な種類の部屋があることを知ることができてよかったです。
33	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう	・冷凍・解凍が一緒にできる ・保存期間が過ぎる前に知らせてくれる ・ラップなしで保存できる	・あまり電気代がかからない ・小型だけどすっきりきれいにに入る	昔と比べると、段々便利によりおいしく食べられるようになってきていてすごいなあと思いました。
34	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう ・その他	・冷凍・解凍が一緒にできる ・保存期間が過ぎる前に知らせてくれる ・ラップなしで保存できる		普段何気なく使っている冷蔵庫にこんなにたくさん注意する点があるということを知りました。これからは注意して使いたいです。
35	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう	・冷凍・解凍が一緒にできる ・保存期間が過ぎる前に知らせてくれる ・ラップなしで保存できる	・収納スペースの広いもの ・冷凍したものを解凍しても同じ状態であるもの	冷蔵庫のくわしい性能の比較や、どの場所にどのようなものを入れればよいかなど、普段あまり意識しなかったことを学べて良かったです。
36	すぐにどこにあるかわからないところ		・上のものが取り出しやすいように下がってくる ・何がいつまで分かる	冷蔵庫は思ったよりも必要だと思いました。
37	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう ・その他			年がたつにつれて、便利な冷蔵庫がどんどん増えてきているので、その発達はずいと感じました。私たちが将来買うときは、もっと技術が進歩していると思うので、大いに期待できそうです。
38	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう		・冷凍・解凍が一緒にできる ・保存期間が過ぎる前に知らせてくれる ・ラップなしで保存できる	昔に比べてだんだん新しい機能も増えていて、近頃の冷蔵庫はとてすごいと思いました。私たちが買う頃には、もっとすごい機能もあると思うので楽しみです。
39	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう	・冷凍・解凍が一緒にできる ・保存期間が過ぎる前に知らせてくれる ・ラップなしで保存できる	・冷蔵庫の広さを大きくする ・種類を分けて、取り出しやすいように棚を分ける	・冷蔵庫は、私たちの生活になくてはならないものの1つです。現在、とても機能が良く、いろんな種類の冷蔵庫が出ています。これから、もっと新しい技術や便利さを今以上に取り入れたものが出てくると思います。
40	一番上が見えない、汚れる。		・汚れない ・一番上まで見える ・奥でも取りやすい	冷蔵庫についてよく分かりました。進化しているのもよく分かりました。
41	・冷凍すると肉や魚がバサバサする ・ついつい使い忘れる ・匂いがつく ・凍ってしまう		ラップなしで保存できる。	
42	・バサバサする ・使い忘れる ・匂いがつく ・凍る ・冷凍焼けする		・冷凍・解凍が一緒にできる ・期限切れ前に知らせる ・ラップなしで保存できる	冷蔵庫は時代と共に色々な機能が搭載され、どんどん便利になっています。

### 9 - 2 - 3 整理番号4 福岡県香春町立香春中学校

#### 【実証授業の概要】

福岡県香春町立香春中学校 家庭科の「餃子調理実習」単元

平成19年1月23日 50分間1コマ

対象生徒 2年生2クラス(2回分)

内容 家庭科「餃子調理実習」事前指導単元において、単元本来の内容も維持しつつ餃子自動製造装置の紹介と関連特許にも軽く触れる内容

実施者 桑原富美枝氏

家庭科「餃子調理実習」で、餃子調理実習を行う準備としての事前指導を行う単元である。教科書は、『新しい技術・家庭(家庭分野)東京書籍』40頁を使用している。教科書の基本スタンスは、餃子はいろいろな食材を含み栄養バランスがよい食品である、手作り餃子と既製品の餃子のいずれもそれなりの利便性等があり、状況に応じて上手く使い分けべきであるという趣旨の内容である。次週に餃子調理実習が組まれているため、手作り餃子の体験環境は用意されている。一方、既製品、特に機械で大量生産される餃子の情報が薄いので、パワーポイント教材ではこの部分を餃子自動機械メーカーの取材写真や動画で補う形となっている。なお、動画教材は実証授業当日には間に合わなかったために後日生徒に見せている。当日は、メーカー取材時に撮影した静止画とメーカーのホームページを教材に利用した。授業アンケートには、初めて見る餃子自動製造機械について興味関心を持った言葉が多く寄せられている。

#### 当日の授業風景写真



1) 授業アンケート全体は下記ホームページに掲載。

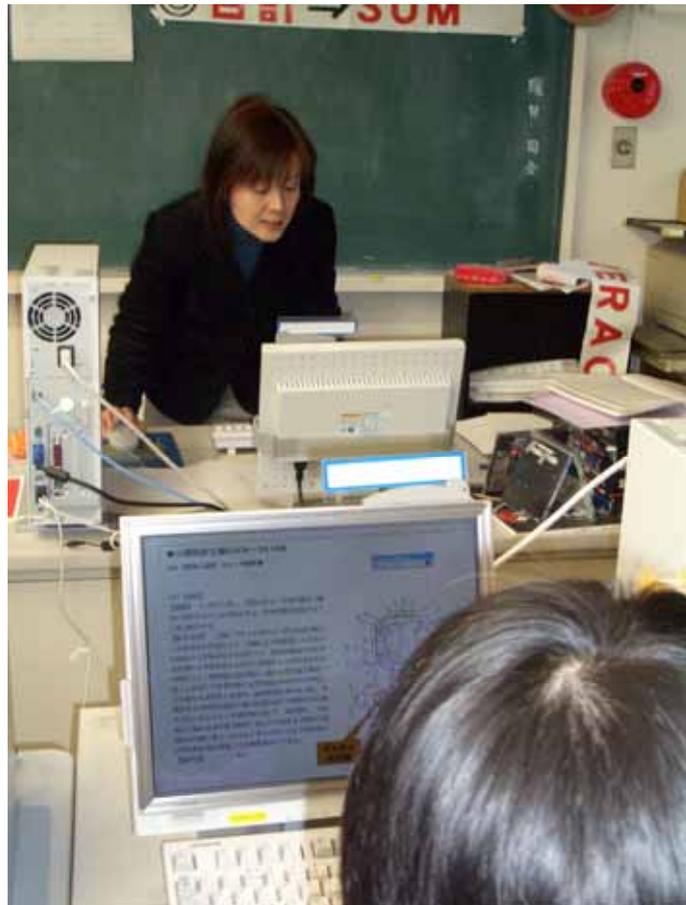
<http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/20070123kawarajh.xls>



トーセイ工業（株）HPから



本社ショールーム取材時の写真



トーセイ工業（株）公開特許公報

【当日の指導用パワーポイント資料】

## 餃子で学ぼう！

加工食品・知的財産制度

### 現代の食生活の特徴

- (1)和食から、洋風化の方向へ
- (2)外食や、調理済み食品の利用頻度が増加している。  
(国民一人あたりでは、  
食事の5回に1回は外食になっている)
- (3)輸入食品の増加による、食料自給率の低下

日頃、よく使う  
調理済み食品をあげて  
みよう！

### よく利用される、 調理済み食品ランキング

- 第1位…餃子
- 第2位…コロッケ
- 第3位…シュウマイ
- 第4位…中華まんじゅう
- 第5位…ハンバーグステーキ
- 第6位…卵とうふ
- 第7位…スープ
- 第8位…肉のから揚げ
- 第9位…フレンチポテト

どんな、食品が  
よく利用されていますか？

考えてみよう！

### よく、利用される調理済み 食品の特徴

- 作るのに、調理技術がいる。
- 作るのに、時間がかかる。
- 作るのに、手間がかかる。

餃子は手作りすることが  
多いですか？

調理済み品を利用しますか？

それは、なぜですか？

## 手作り品のよさ

- 具の中身を決められる。
- 味に工夫ができる。
- 作る楽しさがある。
- 安心して食べられる。
- 調理法を決められる。

## 調理済み品のよさ

- 作る手間がかからない。
- 時間がかからない。
- 台所が汚れない。
- 調理技術がいらぬ。
- おいしい。

## 餃子ってどんな食品

- 2群以外の食品群がすべて、入っているので、栄養的にバランスがとれている。
- 皮まで自分で作るのは大変。
- 作るときに、中に入れる具の下準備が大変。
- 皮が重なっているなので、はがすのが大変。

- 包むのに、コツがいる。  
→皮が破れる、形が不揃い、皮がつかない  
中身がはみ出す・・・
- 焼くのに、コツと手間がかかる。

## 加工食品(餃子)作製の 画像を見よう!

## 餃子を自動で作る機械ってあるの？



- **トーセイ工業株式会社**が代表的な会社です。

### 卓上型餃子成形機

NS-21



能力: 900~1,000個/毎時

- ・皮を置くだけで連続生産が出来ます。
- ・操作は簡単で作業性も良好です。
- ・オプションパーツによりサイズ変換が出来ます。
- ・素材の触れる部分は分解が容易で水洗いが出来ますので、衛生的です。
- ・具の量目数調節が簡単にできます。
- ・コンパクトなボディで保守点検も簡単です。



出典: <http://www.tosei.biz/shousai-g-1.html>

### 全自動型餃子成形機

A-10NA  
Automatic Gyoza  
Forming Machine



能力: 10,000個(3連式=15000個)/毎時(可変速式)



- ・機械全体の水洗いが出来ますので、衛生的です。
- ・独自のエアピストン方式を採用しており、具の切れも良く充填精度も高く、素材もいためます。
- ・本成型機をメインに、前工程、後工程の省力化機械が接続できます。



出典: <http://www.tosei.biz/shousai-g-2.html>



名称: トーセイ工業株式会社  
 代表取締役: 湯浅とよの  
 創業: 昭和36年8月1日  
 法人設立: 昭和41年5月26日  
 資本金: 3500万円  
 主な取引先: (国内)大手食品製造会社、大手スーパー、大・中・小規模中華料理店 他  
 海外: アメリカ・ヨーロッパ・中国・台湾・韓国・ロシア・東南アジア 他



出典: <http://www.tosei.biz/annai.html>

餃子を大量に作製する際に・・・  
 どんなどころが難しいでしょう？

考えてみよう！

- 皮を一枚ずつセットする。
- 具をとって高速に包む。
- どの形も同じように作る。
- 底が平らになるように成形する。
- パッケージ(容器)に上手に並べる。
- 水洗いができる機械で衛生を保つ。

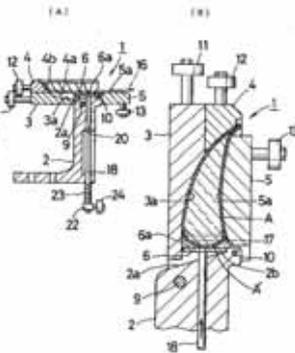
### トーセイ工業株式会社の特許出願

種別	出願番号	発明の名称	出願人
特許	2004218559	ギョーザ成形装置	トーセイ工業株式会社
特許	2004214258	包丁食品製造装置	トーセイ工業株式会社
特許	2004173990	トレー供給装置	トーセイ工業株式会社
特許	2001034438	ギョーザ成形装置	トーセイ工業株式会社
特許	2001012404	種別行方検出装置	トーセイ工業株式会社
特許	2000364607	食品ミキサー	トーセイ工業株式会社
特許	1998181558	芯材入りロール食品の製造装置	トーセイ工業株式会社
特許	1998073311	凍結食品製造装置	トーセイ工業株式会社
特許	1997273961	餃子成形装置	トーセイ工業株式会社
特許	1997055771	種別行方検出装置	トーセイ工業株式会社
特許	1995223726	ギョーザ成形機における皮すべり防止装置	トーセイ工業株式会社
特許	1995226162	シムナーの改良機	トーセイ工業株式会社
特許	1994229451	食品シートの巻取り方法	トーセイ工業株式会社
特許	1994196134	餃子及びワンタンの成形装置	トーセイ工業株式会社
特許	1993229576	冷凍餃子の製造方法	トーセイ工業株式会社
特許	1992228546	餃子製造機における餃子送り装置	トーセイ工業株式会社
実用	1991057272	餃子成形機における餃子送部のフック形状機構	トーセイ工業株式会社

#### ●実用新案特許公報平成5-2695

【目的】  
 餃子成形時、その底部をフラットに成形することにより、餃子をトレー詰めする際、収納効率を良くする。

【構成】  
 略し字状等の台2の上部に、変型311及び中間型4と、押型5を閉閉自在に駆動する餃子成形器において、上記各型3、4、5を閉じた組立状態で、それら内部の成形穴17内に上昇する、上面6aが平坦な昇降台を上記台2の上部に設ける。これによって、餃子Aの底部A'を上記昇降台6によって上方へ押し、底部A'をフラットに成形する。



#### ●公開特許公報2006-34168

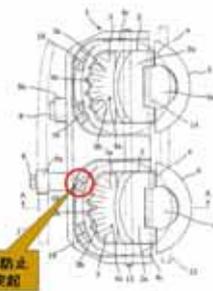
04【発明の名称】ギョーザ成形機

05【発明】

【課題】  
 ヒダの大きい、大型のギョーザを円筒状の成形器に成形することが可能なギョーザ成形器を提供することを目的とする。

【解決手段】  
 上面にフラットなギョーザの皮受け面2が形成された昇降台2と、内部にヒダ形成部3を付した凹面3aが形成された受型3と、凹面3aの底面と対応する位置にヒダ形成部4を付した貫通孔4aが形成された中間型4と、両側面に固定部5aの皮受け面と凹面3aに当接して皮受け面3aが内部に形成される押型5とを備えた成形機1を設け、該成形機における受型3、中間型4及び押型5が昇降台2上の皮受け面上で閉閉自在に動かせられるギョーザ成形器において、両側面に、凹面3aの底面と凹面3aの底面に位置する中間型の貫通孔の外周上面4aにギョーザの皮のヒダ形成およびずり防止用の突起10を複数個設けて成る。

【図1】 図1





感想を書こう！

特許を知っていますか？

### 特許とは・・・

- 知的財産の中の1つ・・・
- 1、産業財産権(産業発展のため)
  - 特許・実用新案権・意匠権・商標権
- 2、著作権(文化の発展のため)
  - 著作権・著作隣接権
- 3、不正競争防止法  
(公正な取引のため)

### どんなものが、特許になるの？

自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの(特許法2条1項)

「技術に裏打ちされたアイデア」

### 発明の種類

- 物の発明
  - 1、機械、器具、装置、施設などの製品のなもの
  - 2、化学物質のような材料的なもの
  - 3、コンピュータプログラム  
物ではないが、便宜的に「物」として扱う
- 方法の発明
- 物を生産する方法の発明

### 特許権を持つとは・・・

◎特許権・物権的権利  
(特許発明を独占)

- ・自分で独占的に実施
- ・実施権を与えて、他の人々に発明を利用させる

### 9 - 3 高等学校（併設中学校を含む）における実証授業

#### 9 - 3 - 1 整理番号5 鹿児島県立加治木工業高等学校

##### 【実証授業の概要】

鹿児島県立加治木工業高等学校 情報「情報の管理」単元

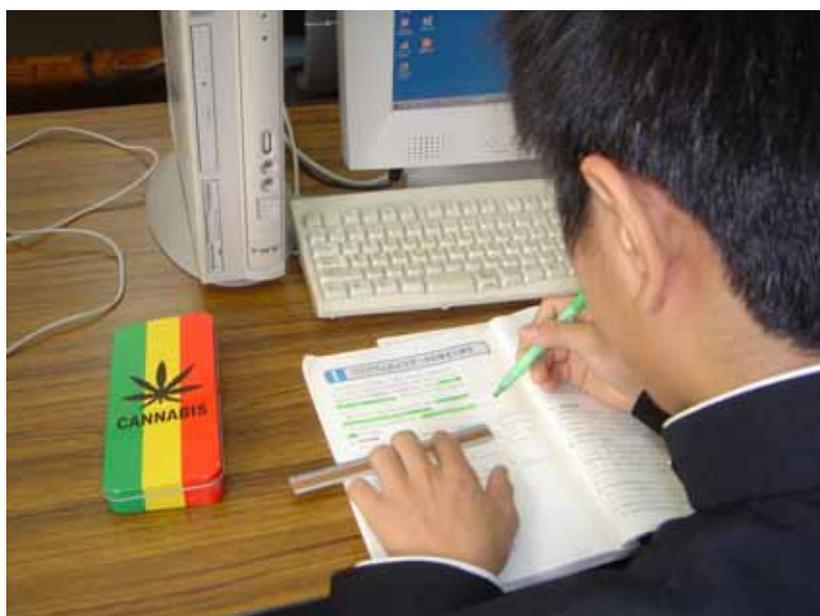
平成18年12月8日 50分間1コマ

対象生徒 2年生1クラス

内容 情報科「情報の管理」単元において、単元本来の内容が情報管理と知的財産権との関連を直接的に扱う内容。

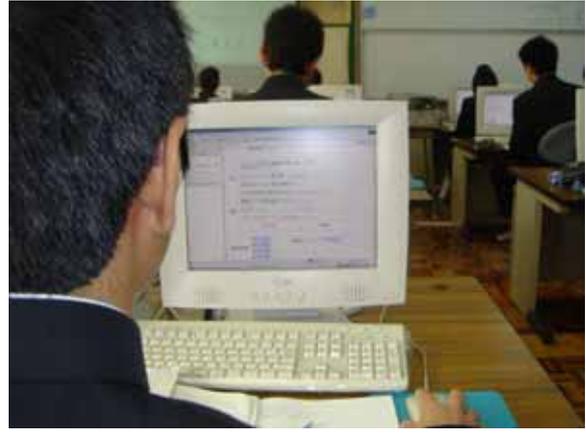
情報科「情報の管理」単元で、教科書以外に同校で制作した著作権理解用ソフトと著作権か野自作ビデオを利用する授業である。

##### 当日の授業風景写真





著作権教材ビデオ



同校開発の著作権学習ソフト

### 9 - 3 - 2 整理番号6 鹿児島県立加治木工業高等学校

#### 【実証授業の概要】

鹿児島県立加治木工業高等学校 家庭科「高齢者の福祉」単元

平成18年12月8日 50分間1コマ

対象生徒 2年生1クラス

内容 家庭科「高齢者の福祉」単元において、単元本来の内容を中心に扱う内容。福祉機器や高齢化疑似体験器具の発明について若干考えさせる内容。本年度検証授業の中では、知財と直接的な関連については一番低い実践である。但し、担当教員の自主制作ビデオ等も駆使した授業である。

家庭科「高齢者の福祉」単元で、高齢者疑似体験教具を用いて高校生が加齢の状況を体感する事で、高齢者福祉を相手の立場から考察するきっかけを作る授業である。

#### 当日の授業風景写真



### 9 - 3 - 3 整理番号7 下関市立下関商業高等学校

#### 【実証授業の概要】

下関市立下関商業高等学校 情報系科目の特別授業として編成

平成18年6月13日 50分間1コマ

対象生徒 情報処理科2年生1クラス

内容 商標の基礎知識(その1)

本授業は、山口大学常盤キャンパス木村友久研究室と下関商業高校との間で、双方向遠隔授業で実施した。回線は、商用の一般的なインターネット回線を利用している。

下関商業高等学校情報処理科の学生を対象とする、知的財産講座シリーズ(4回)の一環として実施された。商業高校生を対象とする知的財産セミナーであり、商標の基礎知識の時間数を二時間確保している。また、どの回においても産業財産権標準テキストと特許電子図書館((独)工業所有権情報・研修館)を基本的教材として利用している。これらの教材は、高校生あるいは大学学部生の入門的講座で利用しやすい教材である。

4回シリーズのうち、整理番号7と8の授業は山口大学常盤キャンパスと下関商業高等学校を地上系回線で結んで実施、整理番号9と10の授業は山口大学技術経営研究科北九州教室と下関商業高等学校を地上系回線で結んで実施している。

#### 当日の遠隔講義システムのセット





必須機材として、双方の教室に配置したmpeg2コーデック（弁当箱程度の大きさ）と通常のインターネット回線のみで双方向遠隔授業環境を再現できる。カメラ、モニター等の機材は手持ち民生用機材を転用でき、mpeg2コーデックへのケーブル接続もビデオデッキと同じ感覚でAVケーブルを接続するだけである。回線の帯域としては、上り下り各4メガ、計8メガが確保できたらmpeg2による動画交換が可能である。なお、帯域環境が悪い場合に備えて低いレートで若干画質を落とした設定も用意されている。この検証授業で利用したコーデック（NTTエレクトロニクス製 SU1000）は音声遅延時間が0.2秒であり、双方向遠隔授業で課題となる音声遅延の違和感は生まれなかった。





【当日の指導用パワーポイント資料】

産業財産権講座シリーズ 商標の基礎知識

## 商標の基礎知識と情報検索

### — 第1回 —

下関商業高等学校——山口大学常盤キャンパス  
山口大学 大学院法務研究科 教授 木村 正久 2006.6.13

Copyright © 2008 Sanyo University Prof.Dr.Masaaki Kimura

★★ 産業財産権講座シリーズ ★★

**第1回 商標の基礎知識と情報検索**

第2回 商標戦略と模擬商標出願

第3回 特許の基礎知識

第4回 意匠の基礎知識～デザインの保護

Copyright © 2008 Sanyo University

◆ 社会の高度化で知識に商品価値が認められるようになった

**知的財産**

取引社会で発明、デザイン、企業秘密、商標等の価値再認識  
…身の回りでも多くの事件が報道されている

- ◎ レンズ付きフィルム特許権侵害訴訟  
東京地裁平成12年8月31日  
東京地裁平成08(ワ)第16782号
- ◎ 中古ゲームソフト訴訟  
最高裁平成14年4月25日  
最高裁平成13年(受)952号
- ◎ ファイル交換ソフト著作権侵害訴訟  
東京地裁平成15年12月17日  
東京地裁平成14(ワ)第4237号
- ◎ 格安DVDソフト販売に異論 ▶

Copyright © 2008 Sanyo University

◆ 商品化や流通では知的財産を考慮しなければならない

◎ カップヌードルの知的財産を考えてみよう

ノウハウ・企業秘密      特許

意匠      商標

Copyright © 2008 Sanyo University

◎ ソフトウェア特許はアルゴリズムのアイデアで成り立っている

出願番号(2000-096684)	出願日(2000.03.31)
公開番号(2001-282797)	公開日(2001.10.12)
登録番号(3605343)	登録日(2004.10.08)
審判番号( )	請求日( )
最終処分(登録 処分日 2004.10.08)	

【Fターム(参考)】5B075 KK07 KK63 ND20 PP02 PP03 PP12 PP22 PQ02 PQ42 QP10 UU40

**(57)【要約】**

【課題】 インターネットの閲覧を制限するための方法において、禁止語キーワードを有するコンテンツの閲覧を禁止する場合、禁止語キーワードがあれば閲覧を一律に禁止すると、たとえ有益な情報を含むコンテンツさえも閲覧できなくなる問題がある。

【解決手段】 有益語キーワードのデータベースを設けて、禁止語キーワードが含まれているコンテンツでも、有益語キーワードが含まれていれば、有益な情報を含むコンテンツであると判断して閲覧を可能にする。

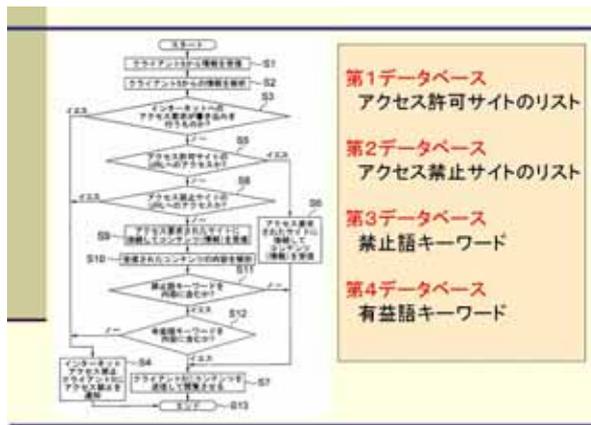
Copyright © 2008 Sanyo University

**(57)【特許請求の範囲】**

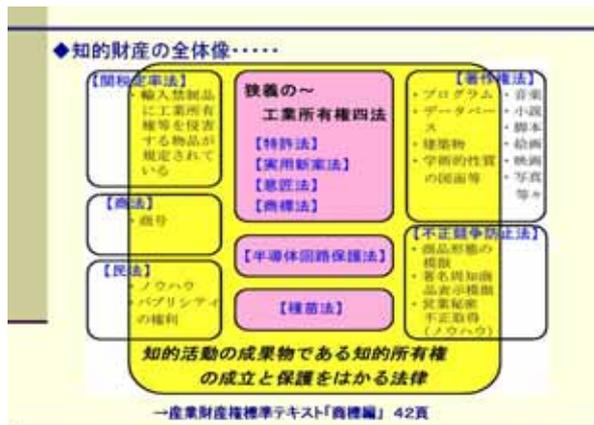
**【請求項1】**

コンピュータを使用してインターネットを介して外部情報のアクセスを制御する方法であって、アクセス許可サイトのリストを含む第1データベース、アクセス禁止サイトのリストを含む第2データベース、禁止語キーワードを含む第3データベース、及び有益語キーワードを含む第4データベースを備えた前記コンピュータを使用してインターネットを介して外部情報をアクセスする際に、前記コンピュータが、前記第1データベースに含まれるサイトへのアクセスは許可し、前記第2データベースに含まれるサイトへのアクセスは禁止し、前記第1および前記第2データベースに含まれないサイトについては、当該サイトからの情報が前記第3データベースに含まれるキーワードを有しない時にはアクセスを許可し、当該サイトからの情報が前記第3データベースに含まれるキーワードを有する時は前記第4データベースに含まれるキーワードを有する時のみにアクセスを許可することを特徴とするインターネット閲覧制御方法。

Copyright © 2008 Sanyo University



Copyright © 2008 Damagaki University



Copyright © 2008 Damagaki University

◆知的財産は、三種類に大分類できます……

- ◎製品等の開発製造過程で創作される知的財産  
発明 考案 意匠デザイン 半導体回路配置等
- ◎営業上の信用が表現されている知的財産  
商標 商号 一部のドメインネーム 一部の商品形態等
- ◎思想または感情の創作物に関わる知的財産  
小説 音楽 写真 映画 プログラム等

Copyright © 2008 Damagaki University

信用的に「商標」と呼ぶ場合も多い！

◆商標は「標章(マーク)」と「商品・役務」の組み合わせ  
商標登録出願番号 2004-13383

—標章—

—役務— 41類 大学における教授、媒体に関する情報の提供、動物の調教、植物の供養、電子出版物の提供、オンラインによる書籍の制作、映画の上映・制作又は配給、演劇の演出又は上演、音楽の演奏、放送番組の制作、教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作等々……

◆「商品・役務」は45類の区分に分類されている

→産業財産権標準テキスト「商標編」135頁

Copyright © 2008 Damagaki University

◆特許電子図書館で実際の商標を調べてみよう  
→産業財産権標準テキスト「商標編」72頁

<http://www.ipdl.ncipi.go.jp/homepg.ipdl>  
あるいは  
グーグル等の検索を利用して「特許電子図書館」と入力

巖流島  
シーモール  
チョンマゲ で検索してみよう

Copyright © 2008 Damagaki University

◆商標の種類  
→産業財産権標準テキスト「商標編」47頁

1. 文字商標……文字のみからなる商標
2. 図形商標……実写的なものや幾何学的なものを図案化
3. 記号商標……暖簾記号や文字を図案化したものなど
4. 立体商標……商標を立体化したもの
5. 結合商標

◆商号と商標の違い  
→産業財産権標準テキスト「商標編」48頁

Copyright © 2008 Damagaki University

◆商標には三機能がある「自他商品識別」「品質保証」「広告」  
→産業財産権標準テキスト 49～50頁

- 自他商品識別機能— 出所表示
- 品質保証機能—
- 広告機能— 広告・宣伝

◆商標権の効力は「標章(マーク)」と「商品・役務」それぞれについて、同一と類似の範囲まで及ぶ  
→産業財産権標準テキスト 101頁

	標章同一	標章類似	標章非類似
商品役務同一	◎独占排他権	○排他権	×効力なし
商品役務類似	○排他権	○排他権	×効力なし
商品役務非類似	×効力なし	×効力なし	×効力なし

Copyright © 2008 Damagaki University

●商品の類否判断基準

- 生産部門が一致するかどうか
- 販売部数が一致するかどうか
- 原材料及び品質が一致するかどうか
- 用途が一致するかどうか
- 需要者の範囲が一致するかどうか
- 完成品と部品との関係にあるかどうか

Copyright © 2008 Damagaki University

● 役務の類否判断基準

- 提供の手段、目的または場所が一致するかどうか
- 提供に関連する物品が一致するかどうか
- 需要者の範囲が一致するかどうか
- 業種が同じかどうか
- 当該役務に関する業務や事業者を規制する法律が同じかどうか
- 同一の事業者が提供するものであるかどうか

Copyright © 2008 Yamaguchi University

● 商品と役務の類否判断基準

- 商品の製造・販売と役務の提供が同一事業者によって行われているのが一般的であるかどうか
- 商品と役務の用途が一致するかどうか
- 商品の販売場所と役務の提供場所が一致するかどうか
- 需要者の範囲が一致するかどうか

Copyright © 2008 Yamaguchi University

◆ 特許電子図書館で商標を詳しく調べてみよう  
一産業財産権標準テキスト「商標編」 72頁

- 文字商標・・・地元の企業、関心のある企業など
- 図形商標・・・地元の企業、関心のある企業など
- 類似商品群・類似役務群を理解しよう

◆ 模倣商標出願に向けて準備しよう

Copyright © 2008 Yamaguchi University

質問などは下記まで・・・

[t-kimura@yamaguchi-u.ac.jp](mailto:t-kimura@yamaguchi-u.ac.jp)

完

Copyright © 2008 Yamaguchi University

### 9 - 3 - 4 整理番号 8 下関市立下関商業高等学校

#### 【実証授業の概要】

下関市立下関商業高等学校 情報系科目の特別授業として編成

平成18年6月27日 50分間1コマ

対象生徒 情報処理科2年生1クラス

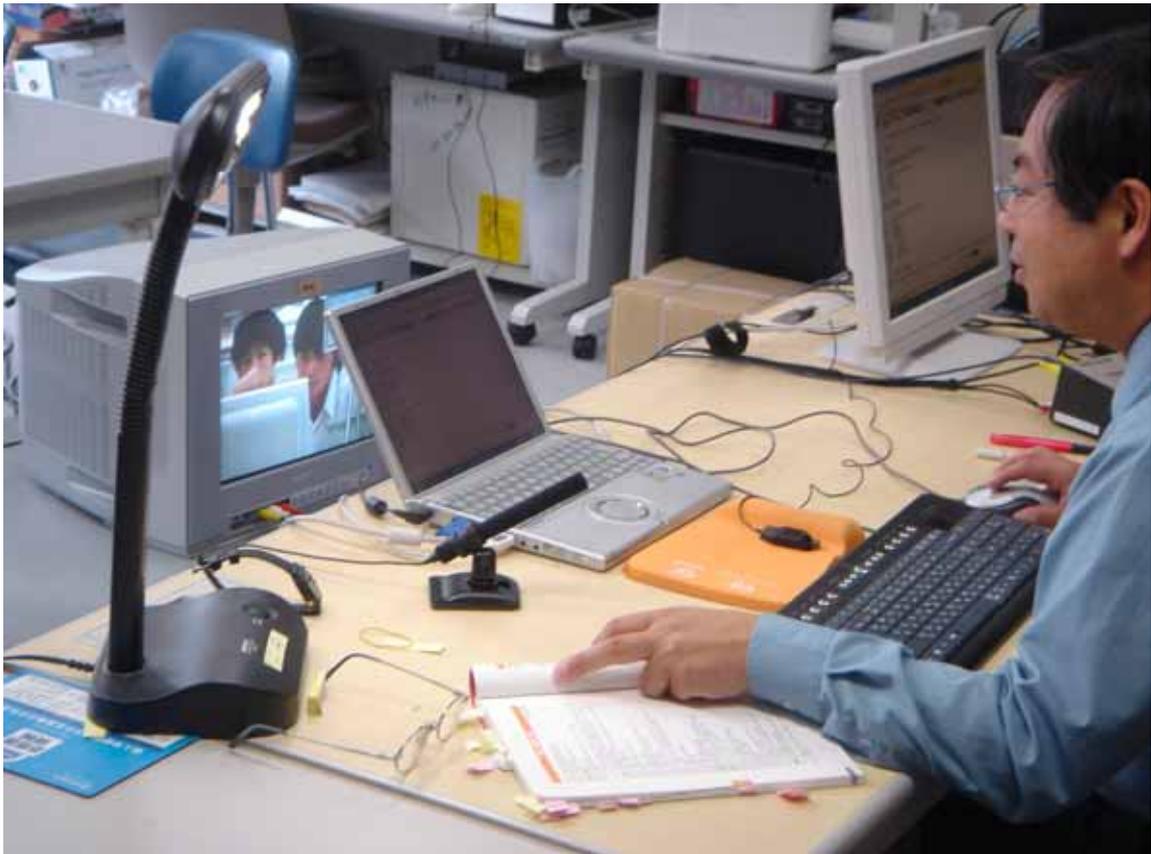
内容 商標の基礎知識(その2)

本授業は、山口大学常盤キャンパス木村友久研究室と下関商業高校との間で、双方向遠隔授業で実施した。回線は、商用の一般的なインターネット回線を利用している。

下関商業高等学校情報処理科の学生を対象とする、知的財産講座シリーズ(4回)の第2回目の授業である。初回で知的財産の全体像と商標入門までを扱った、今回は商標検索と類否判断まで踏み込んだ授業を行い、同時に地元企業や山口県に関係のある商標を検索する事で商標制度に対する親しみを感じる構成を目指している。

なお、商標の基礎知識では「産業財産権標準テキスト(商標編)」を利用している。

当日の授業風景写真



【当日の指導用パワーポイント資料】

産業財産権講座シリーズ 商標の基礎知識

## 商標の基礎知識と情報検索

### — 第2回 —

下関商業高等学校——山口大学常盤キャンパス  
山口大学 大学院経済経営研究科 教授 木村五久 2006.6.20

Copyright © 2006 Yamaguchi University Prof. Tomioka Eisaku

★★ 産業財産権講座シリーズ ★★

第1回 商標の基礎知識と情報検索

第2回 商標戦略と模倣商標出願

第3回 特許の基礎知識

第4回 意匠の基礎知識～デザインの保護

Copyright © 2006 Yamaguchi University

◆◆ 前回の復習 ◆◆

1. 知識に商品価値が認められるようになった。  
…発明、デザイン、プログラムなど
2. 商標(ブランド)のように営業上の信用を守るためのものも存在する。
3. 商標は 標章(マーク)と形のある商品や役務(サービス)が合体したものである。
4. 特許電子図書館では、知的財産の中で産業財産権に属する情報を検索できる。
5. 標章並びに商品・役務の類否判断
6. 文字商標の検索と図形商標検索実習

知的財産



Copyright © 2006 Yamaguchi University

◆◆ 前回の復習 ◆◆

◆商品化や流通過程では知的財産を考慮しなければならない  
◎カップヌードルで利用されている知的財産から考える



意匠 (pointing to the cup shape)

商標 (pointing to the 'CUP NOODLES' text)

ノウハウ・企業秘密 (pointing to the cup design)

特許 (pointing to the 'CUP MEAT' text)

麺の形、性質、カップへの密着等…特許

Copyright © 2006 Yamaguchi University

◆◆ 前回の復習 ◆◆

◆商標は 標章(マーク)と形のある商品や役務(サービス)が合体したものである。



特許電子図書館で検索してみよう!

Copyright © 2006 Yamaguchi University

◆◆ 前回の復習 ◆◆

◆商標は 標章(マーク)と形のある商品や役務(サービス)が合体したものである。  
「伊右衛門」で検索すると5件ヒット、そのうち4件は(株)福寿園

商標登録第4766195号で説明すると商品区分数は 5つの区分になっている

- 1 標章(マーク)は伊右衛門 + 商品は第32区分「清涼飲料」
- 2 標章(マーク)は伊右衛門 + 商品は第30区分「茶」
- 3 標章(マーク)は伊右衛門 + 商品は第21区分「ガラス基礎製品など」
- 4 標章(マーク)は伊右衛門 + 商品は第20区分「木製・竹製又はプラスチック製の包装用容器など」
- 5 標章(マーク)は伊右衛門 + 商品は第16区分「懐紙及びその他の紙類 など」

Copyright © 2006 Yamaguchi University

◆◆ 前回の復習 ◆◆

◆特許電子図書館は知的財産のうち「産業財産」の検索ができる

特許    実用新案    意匠(デザイン)    商標



Copyright © 2006 Yamaguchi University

◆◆ 前回の復習 ◆◆

◆ 標章並びに商品・役務の類否判断

◆ 文字商標の検索と図形商標検索実習

↓

時間が足りなかったので  
補充説明・実習!!

Copyright © 2006 Yamaguchi University

◆◆ 本日の内容 ◆◆

1. 文字商標・図形商標の検索実習・・・続き
2. 各企業の商標戦略を考えてみよう
3. 商標の三機能と商標が登録されるための条件  
(商標登録要件・・・手続的要件・実体的要件)
4. 特定の企業、あるいは架空の企業を想定して、  
商標出願書類を作成してみよう。

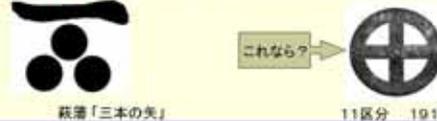
Copyright © 2008 Dazogaki University

◆文字商標の検索

「**関門橋**」で検索してみよう・・・何件ヒットしましたか？  
下関の企業はありましたか？  
その企業の他の商標出願は？  
その企業の商標の傾向は？

◆図形商標の検索

～商品・役務区分表 産業財産権標準教科書「商標編」135頁  
「**ふぐ**」の絵を利用している商標を検索してみよう  
「**泣いている子ども**」の絵を利用している商標を検索してみよう  
「**毛利藩**」の紋章を利用している商標を検索してみよう



Copyright © 2008 Dazogaki University

◆企業の商標戦略を探してみよう

㊦ 日清食品株式会社

㊦ 株式会社ソニー

2006年1月1日以降で検索すると？  
登録第4923203号は？  
登録第4233206号は？  
登録第1701547号は？

Copyright © 2008 Dazogaki University

◆商標には三機能がある「**自他商品識別**」「**品質保証**」「**広告**」

- 一産業財産権標準テキスト 49～50頁
- 一**自他商品識別機能**— 出所表示
- 一**品質保証機能**—
- 一**広告機能**— 広告・宣伝

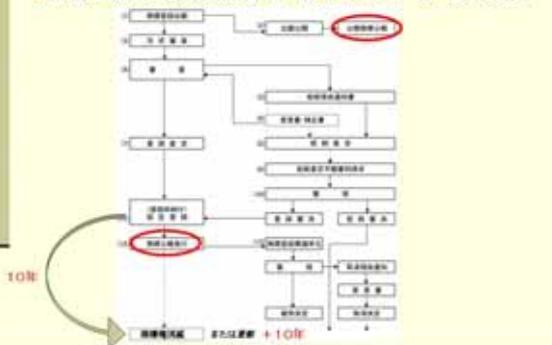
◆商標権の効力は「**標章(マーク)**」と「**商品・役務**」それぞれについて、同一と類似の範囲まで及び  
一産業財産権標準テキスト 101頁

	標章同一	標章類似	標章非類似
商品役務同一	◎独占排他権	○排他権	×効力なし
商品役務類似	○排他権	○排他権	×効力なし
商品役務非類似	×効力なし	×効力なし	×効力なし

Copyright © 2008 Dazogaki University

◆商標が登録されるための条件(要件)

㊦手続の流れと商標出願書類→標準テキスト 91頁と88頁



Copyright © 2008 Dazogaki University

◆商標が登録されるための条件(要件)

㊦実体的要件一産業財産権標準テキスト「商標編」51～54頁

▲失効主義

第88条 同一又は類似の商品又は役務について使用する同一又は類似の商標について異なつた日に二以上の商標登録出願があつたときは、最先の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。～以下省略

▲登録主義

第5条 ① 商標登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 商標登録を受けようとする商標

三 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

② 商標登録を受けようとする商標が立体的形状(文字、図形、記号若しくは色色彩又はこれらの結合との結合を含む。)からなる商標(以下「**立体商標**」という。)について商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。～以下省略

Copyright © 2008 Dazogaki University

▲積極的登録要件

第3条

① 自己の業務に係る商品又は役務について使用する商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

二 その商品又は役務について慣用されている商標

三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状(包装の形状を含む。)、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、価格、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

五 極めて簡單で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標

六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

② 前項第三号から第五号までに該当する商標であっても、使用された結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

Copyright © 2008 Dazogaki University

▲消極的登録要件

第4条 ①次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

一 国旗、菊花紋章、勲章、帝章又は外国の国旗と同一又は類似の商標

二 パリ条約(千九百年十二月十四日にブザルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章(パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。)であつて、経済産業大臣が指定するもの同一又は類似の商標

三 国際連合その他の国際機関を表示する標章であつて経済産業大臣が指定するもの同一又は類似の商標

四 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律(昭和二十二年法律第百五十九号)第一条の標章若しくは名称又は武力攻撃事象等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第百五十八条第一項の特殊標章と同一又は類似の商標

～以下省略

Copyright © 2008 Dazogaki University

### ●商品の類否判断基準

- 生産部門が一致するかどうか
- 販売部数が一致するかどうか
- 原材料及び品質が一致するかどうか
- 用途が一致するかどうか
- 需要者の範囲が一致するかどうか
- 完成品と部品との関係にあるかどうか

Copyright © 2008 Yamaguchi University

### ●役務の類否判断基準

- 提供の手段、目的または場所が一致するかどうか
- 提供に関連する物品が一致するかどうか
- 需要者の範囲が一致するかどうか
- 業種が同じかどうか
- 当該役務に関する業務や事業者を規制する法律が同じかどうか
- 同一の事業者が提供するものであるかどうか

Copyright © 2008 Yamaguchi University

### ●商品と役務の類否判断基準

- 商品の製造・販売と役務の提供が同一事業者によって行われているのが一般的であるかどうか
- 商品と役務の用途が一致するかどうか
- 商品の販売場所と役務の提供場所が一致するかどうか
- 需要者の範囲が一致するかどうか

Copyright © 2008 Yamaguchi University

### ◆模擬商標出願

◎商標出願書式   
<http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/gakugai/tr.doc>

◎第1回目 2006. 6. 13教材   
<http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/gakugai/01.pdf>

◎第2回目 2006. 6. 20教材   
<http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/gakugai/02.pdf>

Copyright © 2008 Yamaguchi University

質問などは下記まで……

[t-kimura@yamaguchi-u.ac.jp](mailto:t-kimura@yamaguchi-u.ac.jp)

完

Copyright © 2008 Yamaguchi University

### 9 - 3 - 5 整理番号9 下関市立下関商業高等学校

#### 【実証授業の概要】

下関市立下関商業高等学校 情報系科目の特別授業として編成

平成18年11月22日 50分間1コマ

対象生徒 情報処理科2年生1クラス

内容 特許の基礎知識

本授業は、山口大学技術経営研究科北九州教室と下関商業高校との間で、双方向遠隔授業で実施した。回線は、商用の一般的なインターネット回線を利用している。

下関商業高等学校情報処理科の学生を対象とする、知的財産講座シリーズ(4回)の第3回目の授業である。今回は、特許制度入門、技術開発の意義、特許電子図書館を利用した特許情報検索を主要なテーマに設定している。

#### 当日の授業風景写真



今回のテキストは「産業財産権標準テキスト(総合編)」を利用している



【当日の指導用パワーポイント資料】

産業財産権講座シリーズ No. 3 特許の基礎知識

## 特許の基礎知識と情報検索

### — 第3回 —

下関商業高等学校

→ 山口大学技術経営研究科北九州教室

山口大学 大学院技術経営研究科 教授 木村英久 2006.11.22

Copyright © 2008 Sasegaku University Prof. Tomioka Etsuro

★★ 産業財産権講座シリーズ ★★

第1回 商標の基礎知識と情報検索

第2回 商標戦略と模擬商標出願

第3回 **特許の基礎知識と情報検索**

第4回 意匠の基礎知識～デザインの保護

Copyright © 2008 Sasegaku University

◆◆ 第1回、第2回の復習 ◆◆

1. 知識に商品価値が認められるようになった。
2. 商標(ブランド)は営業上の信用を守るために存在する。
3. 商標は **標章(マーク)と形のある商品や役務(サービス)**が合体したものである。
4. 商標の三大機能は **自他商品識別機能 品質保証機能 広告機能**である。
5. 商標(標章並びに商品・役務)の類否判断と登録要件
6. 特許電子図書館では、知的財産の中で産業財産権に属する情報を検索できる…文字商標検索と図形商標検索実習
7. 各企業の商標戦略を考える。模擬商標出願書類作成。

Copyright © 2008 Sasegaku University

◆◆ 本日の内容 ◆◆

1. 発明(特許)って何だろう? 下関に関係する特許は?
2. 時代を超える最先端の特許発明もあれば、生産工程の改良や身近な生活のアイデアから生まれる発明もある。
3. 製品の中にある発明を探してみよう。
4. 特許要件と特許出願の流れを理解しよう。
5. 特許情報の読み方を理解して、情報を検索してみよう。

Copyright © 2008 Sasegaku University

◆発明(特許)って何だろう? 特許制度とは??

**特許法第1条(目的)**  
この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

**特許法第2条(定義)**  
この法律で「発明」とは、**自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの**をいう。

・新しい「物」    ・新しい「生産方法」    ・新しい「方法」  
 ↓  
 技術的なアイデアで実現可能なもの  
 ↓  
 発明者等    一定期間だけ独占権を与える    期間経過後は誰でも自由利用

Copyright © 2008 Sasegaku University 産業財産権講座(テキスト)総合編11~14頁

◆下関に関連する特許

・発明者が下関市在住    ・特許権者が下関に本拠を持つ    ・その他



000特許リスト

下関市特許

ユバース特許

全水産特許

桐蔭特許

防府特許

Copyright © 2008 Sasegaku University

◆発明には…

時代を超える最先端の特許発明もあれば  
生産工程の改良や  
身近な生活のアイデアから生まれる発明もある



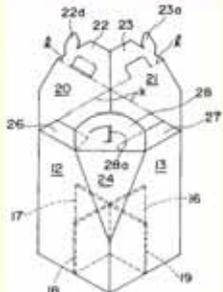
Copyright © 2008 Sasegaku University 産業財産権講座(テキスト)総合編13, 40頁

◆製品の中にある発明を探してみよう

-アクティブタイム/トル特許 特許第2794230号

-マビオン特許 特許第2756483号 マビオンホームページ

-取っ手付紙筒特許 特許第3813253号  
【特許権者】大日本印刷株式会社

Copyright © 2008 Sasegaku University 産業財産権講座(テキスト)総合編13, 40頁

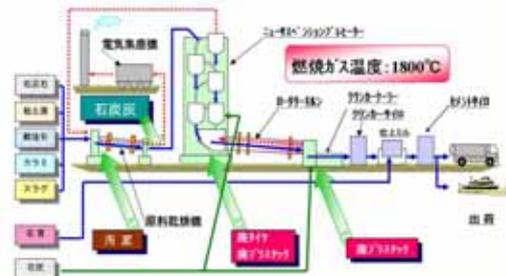
・環境問題を技術で乗り越える  
ダイオキシン類を発生させない廃プラスチック処理技術 特許第2905689号等



ロータリーキルン(株式会社トクヤマ)

Copyright © 2008 Zenginshi Chemyo 産業別産廃標準(テキスト)総合編7, 10頁

### セメント工場での廃棄物の処理・利用



Copyright © 2008 Zenginshi Chemyo



Copyright © 2008 Zenginshi Chemyo

・発想法について考えてみよう……共通の素材は??



Copyright © 2008 Zenginshi Chemyo



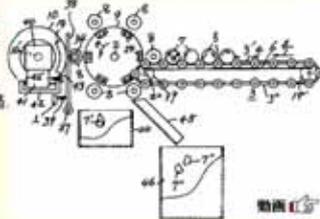
大量に割ったときに食材中に殻が混入しないようにするには?

Copyright © 2008 Zenginshi Chemyo

出願番号	発明の名称	出願人
2000094679		
2002094735	卵白の自動割り装置	株式会社ミタカ電機
2002144400		
1998193796	卵白割り装置	株式会社ミタカ電機
1997147189	卵白割りの状態による卵殻はき自動調整方法	株式会社ミタカ電機
1997147188	卵白割りの状態から自動調整方法	株式会社ミタカ電機
1997147187	卵白割りの状態認識方法	株式会社ミタカ電機
1996173008	卵白割りの装置	株式会社ミタカ電機
1995102088	卵白の自動割	株式会社ミタカ電機
1993092283	卵白割り方法及びその装置	株式会社ミタカ電機
出願番号	発明の名称	出願人

Copyright © 2008 Zenginshi Chemyo

(11)【特許番号】第2602409号  
(24)【登録日】平成9年(1997)1月29日  
(54)【発明の名称】卵自動割り方法及びその装置  
(73)【特許権者】有限会社ミタカ電機  
(57)【特許請求の範囲】  
【請求項1】  
対向設置間に卵の両端を挟持し、該卵を上記設置の共通中心線の回りに回転させながら、該中心線と直交する回転方向の両側に設けた案内ガイドに上記回転卵の中央部を挿し、その状態で上記回転卵の外周刃先で上記卵の殻を外側から切削することを特徴とする卵自動割り方法。  
【請求項2】～【請求項5】は省略



Copyright © 2008 Zenginshi Chemyo

### ◆特許情報調査の意義



Copyright © 2008 Zenginshi Chemyo

◆特許要件、特許出願の簡単な流れと『公報』の関係



Copyright © 2008 Densoqchi University 産業財産権標準テキスト総合編09頁

◆公開特許公報の内容…書誌的事項

【発行国】日本国特許庁(JP)  
 【公開種別】公開特許公報(A)  
 【公開番号】特許平5-169982  
 【公開日】平成5年(1993)7月9日  
 【発明の名称】コンピュータ印字用のカード台紙  
 【国際特許分類】B42D 15/04 B 7006-2C E 7006-2C  
 【審査請求】未請求  
 【請求項の数】3  
 【全頁数】6  
 【出願番号】特許平4-131695  
 【出願日】平成4年(1992)4月24日  
 【優先権主張番号】特許平3-269028  
 【優先日】平3(1991)9月20日  
 【優先権主張国】日本(JP)  
 【出願人】  
 【識別番号】390023940  
 【氏名又は名称】エニカ株式会社  
 【住所又は居所】東京都千代田区麹町6丁目4番地  
 【発明者】  
 【住所又は居所】神奈川県横浜市立野百合5丁目4番地  
 【代理人】  
 【発明の要約】  
 【特許請求の範囲】  
 【発明の詳細な説明】  
 【図面の簡単な説明】

Copyright © 2008 Densoqchi University ※注：本公報はFターム情報の付与はない

◆特許出願に係るドキュメント…要約

【要約】  
 【目的】カードを貼付した台紙をプリンターに装着した際、カードの周縁がプリンターに引っかかったりしないコンピュータ印字用のカード台紙を提供すること。  
 【構成】プラスチックフィルム又は紙などによるカード素材121に装着された第1のプラスチックフィルム123で形成されるカード部材120、第2のプラスチックフィルム124が装着されたプリンタ用紙11とを具備し、上記カード部材120の第1のプラスチックフィルム123と上記プリンタ用紙11の第2のプラスチックフィルム124を密着し、当該カード部材120にカード及び該カード周縁部の一部あるいは全周部に保護枠16を形成する。  
 【発明の効果】特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。  
 【発明の要約】特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。  
 【発明の要約】特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。

Copyright © 2008 Densoqchi University

◆特許出願に係るドキュメント…特許請求の範囲

【特許請求の範囲】  
 【請求項1】プラスチックフィルム又は紙などによるカード素材及び該カード素材に装着された第1のプラスチックフィルムで形成されるカード部材、第2のプラスチックフィルムが装着されたプリンタ用紙とを具備し、上記カード部材の第1のプラスチックフィルムと上記プリンタ用紙の第2のプラスチックフィルムを密着し、当該カード部材にカード及び該カード周縁部の一部あるいは全周部に保護枠を形成したことを特徴とするコンピュータ印字用のカード台紙。  
 【請求項2】上記カード部材は、保護枠の断面形状が台形になっていることを特徴とする請求項1に記載のコンピュータ印字用のカード台紙。  
 【請求項3】上記プリンタ用紙に、カードを貼付すると共に該カードに隣接して住所欄を設けたことを特徴とする請求項1又は2に記載のコンピュータ印字用のカード台紙。  
 【発明の効果】特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。  
 【発明の要約】特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。  
 【発明の要約】特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。

Copyright © 2008 Densoqchi University

◆特許出願に係るドキュメント…発明の詳細な説明

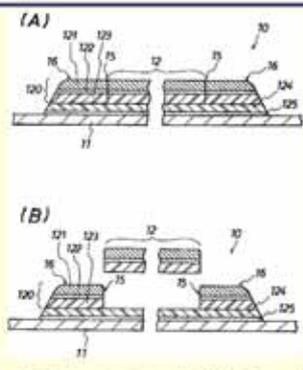
【発明の詳細な説明】 ※特許公開公報 平10-121771 出願人 大林建  
 【0001】  
 【発明の属する技術分野】本発明は、原子力発電所施設に設置される原子力関連建屋及び、  
 【課題を解決するための手段】上記目的を達成するため、  
 【発明の実施の形態】以下、本発明に係る原子力関連建屋及び制震構造物の実施の形態について、添付図面を参照して説明する。  
 【発明の効果】以上述べたように、本発明の原子力関連建屋は請求項1に記載したように、コンクリートの構造躯体で構築された下層階に該下層階の上昇を抑制するための制震構造物として、該制震構造物に設置したため、

Copyright © 2008 Densoqchi University

◆特許出願に係るドキュメント…図面の簡単な説明及び図面

【図面の簡単な説明】 ※特許公開公報 平10-121771 出願人 大林建  
 【001】本実施形態に係る原子力関連建屋としての制震構造物の組立断面図。  
 【002】本実施形態に係る制震構造物としての制震構造物の組立断面図。  
 【003】従来の技術における制震構造物の組立断面図。  
 【符号の説明】  
 11 制震建屋(原子力関連建屋)  
 12 下層階  
 13 最上層  
 16 ゴム系弾性ダンパー(エネルギー吸収部材)  
 17 オイルダンパー(エネルギー吸収部材)  
 18 エネルギー吸収型鉄骨ブレース(エネルギー吸収部材)  
 21 ビル(制震構造物)  
 22 最上層(上層階)  
 23 下層階  
 24 屋根(付加質量体)  
 26 鉄骨柱(柱)  
 26 エネルギー吸収型鉄骨ブレース(バネ)  
 27 鉄骨ブレース(バネ)  
 31 制震建屋(制震構造物)  
 32 下層階

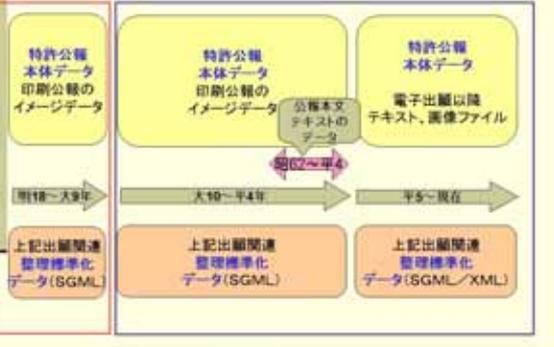
Copyright © 2008 Densoqchi University



●検索 特許平5-169982…経過情報から 特許2707018

Copyright © 2008 Densoqchi University

◆特許実用新案情報…出願マスター、サーチマスター等



Copyright © 2008 Densoqchi University

◆【特許電子図書館】工業所有権情報・研修館による検索実習

- 【演習1】**  
特許電子図書館(IPDL)をブックマークしましょう。  
ヒント！ グーグル等で簡単に検索できます。
- 【演習2】**ここから先は特許電子図書館を利用します  
特許2707018号の権利者と称する者から、自社の製品が特許権を侵害している事を根拠とした警告書が送られてきた。最初に取得すべきデータを集めて下さい。  
ヒント！ 特許公報だけではありません。
- 【演習3】**  
身近な会社の特許を調べてみましょう。  
ヒント！ テキスト検索を利用します。

Copyright © 2008 Denzangaku University

**【演習4】** ◆教科書57頁  
「廃棄物」+「塵芥」 「家庭用」  
「処理」+「運搬」+「リサイクル」で公報テキスト検索しましょう。

**【演習5】**  
ネット上から有害な情報を閲覧できなくする特許出願情報、特許権を検索して下さい。最初に「公報テキスト検索」から始めて下さい。  
ヒント！ 検索語句と組み合わせに一工夫。

**【演習6】**  
演習5で特徴的な会社を見つけたら、その会社の特許公報を探して下さい。  
ヒント！ 「公報テキスト検索」画面で検索フィールドを組み合わせましょう。

※要注意 会社名変更、それと、識別番号が時期的に複数ある場合、同一識別番号の分だけがヒットする。

Copyright © 2008 Denzangaku University

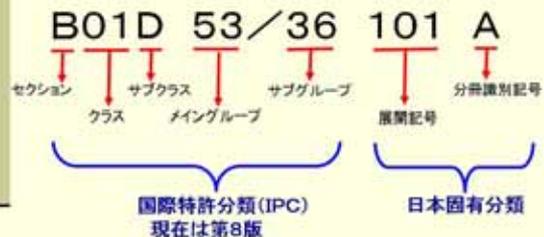
- 【演習7】**  
回転寿司の回転機械に関する特許公報を検索して下さい。  
ヒント！ 検索語句と組み合わせに一工夫。
- 【演習8】**  
演習7で特徴的な会社を見つけたら、その会社について調べてみましょう。  
ヒント！ ここはIPDLだけでなく、一般のネット検索も利用しましょう。会社名の変遷は？

●IPC FI Fタームを利用した検索

**【演習9】**  
特許電子図書館「特許マップガイダンス」を調べてみましょう。

Copyright © 2008 Denzangaku University

◆IPC…国際特許分類を利用した検索



Copyright © 2008 Denzangaku University 産業別産権特許テキスト総合編(1)～(5)(1)

●完全一致の検索

- ▼IPCがA01C11/02 (サブグループまで) が付与されている公報を検索する場合  
A01C11/02
- ▼IPCがA01C11/02,123 (識別記号を含む) が付与されている公報を検索する場合  
A01C11/02,123

●前方一致の検索

- ▼サブクラスが、A01Cの公報すべてを検索する場合  
A01C?
- ▼メイングループまでが、A01C11の公報すべてを検索する場合  
A01C11?
- ▼サブグループまでが、A01C11/02の公報すべてを検索する場合  
A01C11/02?

Copyright © 2008 Denzangaku University

●範囲指定の検索

- ▼サブグループの範囲がA01C1/00からA01C1/08までの公報を検索する場合  
A01C1/00:A01C1/08
- ▼サブグループの範囲がA01C11/00からA01C11/02,333までの公報を検索する場合  
A01C11/00:A01C11/022,333

●情報区分指定の検索

- (@F=第一分類 @U=発明情報 @S=付加情報)
- ▼IPCがA61K39/06で展開記号がなく、第一分類として付与されている公報を検索する場合  
A61K39/06@F

●版指定の検索

- ▼IPC 5版のA01C11/02,333の公報を検索する場合  
5A01C11/02,333

Copyright © 2008 Denzangaku University

**【演習10】**  
B09B3/00 と C05F9/02 を論理和で検索しましょう。

**【演習11】**  
回転寿司の機械についてIPCを利用・併用して検索しましょう。

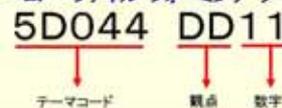


Copyright © 2008 Denzangaku University

◆FI…ファイルインデックスを利用した検索



◆Fターム…ファイル・フォーミング・タームを利用した検索



**【演習12】**  
特許マップガイダンスで確認して、必要な分類記号をリストアップしてみましょう。

Copyright © 2008 Denzangaku University 産業別産権特許テキスト総合編(1)～(5)(1)

**【演習13】**  
「特許分類検索」画面で、Fタームを利用して即席麺の麺の形に関する特許を検索して下さい。上を向いて食べる事ができる麺の特許を探して下さい。

特許情報の検索はネットサーフィンと同じ感覚で・・・  
次々に情報を取得してみよう

興味を引く特許情報は見つかりましたか

お気に入りの特許公報を探して  
中身を解釈してみよう

Copyright © 2008 Yamaguchi University

質問などは下記まで・・・  
[t-kimura@yamaguchi-u.ac.jp](mailto:t-kimura@yamaguchi-u.ac.jp)

完

Copyright © 2008 Yamaguchi University

### 9 - 3 - 6 整理番号10 下関市立下関商業高等学校

#### 【実証授業の概要】

下関市立下関商業高等学校 情報系科目の特別授業として編成  
平成18年11月24日 50分間1コマ  
対象生徒 情報処理科2年生1クラス  
内容 意匠の基礎知識

本授業は、山口大学技術経営研究科北九州教室と下関商業高校間で、双方向遠隔授業で実施した。回線は、商用の一般的なインターネット回線を利用している。

下関商業高等学校情報処理科の学生を対象とする、知的財産講座シリーズ（4回）の最終授業である。今回は、意匠制度入門、意匠デザインの重要性、各社の意匠戦略、特許電子図書館を利用した意匠願情報検索を主要なテーマに設定している。



【当日の指導用パワーポイント資料】

産業財産権講座シリーズ No. 4 意匠の基礎知識

## 意匠の基礎知識

### — 第4回 —

下関商業高等学校

↑

山口大学技術経営研究科北九州教室

山口大学 大学院技術経営研究科 教授 津村友久 2006.11.24

Copyright © 2009 Saseguchi University Prof.Tsukuba Emura

★★ 産業財産権講座シリーズ ★★

第1回 商標の基礎知識と情報検索

第2回 商標戦略と模倣商標出願

第3回 特許の基礎知識と情報検索

第4回 意匠の基礎知識～デザインの保護

Copyright © 2009 Saseguchi University

◆◆ 第1回、第2回(商標)の復習 ◆◆

1. 知識に商品価値が認められるようになった。
2. 商標(ブランド)は営業上の信用を守るために存在する。
3. 商標は 標章(マーク)と形のある商品や役務(サービス)が合体したものである。
4. 商標の三大機能は 自他商品識別機能 品質保証機能 広告機能 である。
5. 商標(標章並びに商品・役務)の類否判断と登録要件
6. 特許電子図書館では、知的財産の中で産業財産権に属する情報を検索できる…文字商標検索と図形商標検索実習
7. 各企業の商標戦略を考える。模倣商標出願書類作成。

Copyright © 2009 Saseguchi University

◆◆ 第3回(特許)の復習 ◆◆

1. 発明(特許)とは何か。
2. 下関に関係する特許。
3. 発明は最先端の発明もあれば、生産工程改良や身近なアイデアから生まれる発明もある。
4. 製品の中にある発明を探そう。
5. 特許要件と特許出願の流れを理解する。
6. 特許情報の読み方を理解して、情報を検索してみよう。公報テキスト検索、IPC検索、Fターム検索

Copyright © 2009 Saseguchi University

◆意匠(デザイン)制度の目的

- 基本的には特許法と同様の枠組みを持つ
- 審査登録主義、先願主義、工業上利用性、新規性、創作非容易性、保護期間限定(登録から15年、平成19年4月から20年に変更)...
- 法目的
- 意匠法1条 この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。
- 意匠法が保護する「意匠」
- 意匠法2条1項 物品(物品の部分を含む)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起させるものをいう。

意匠の 創작성	物品の「形状」	物品の「形状」+「模様」	
	物品の「形状」+「色彩」	物品の「形状」+「模様」+「色彩」	

Copyright © 2009 Saseguchi University 産業財産権特許テキスト総合編100～107頁

◆はじめに、いくつかの登録意匠を調べてみましょう

Copyright © 2009 Saseguchi University

◆はじめに、いくつかの登録意匠を調べてみましょう

- 特許電子図書館の「意匠公報DB」「意匠公報テキスト検索」を使いましょう。
- 意匠に係る物品「自動車」
- 出願人/権利者「日産自動車」 登録日「20000101:20040630」
- 意匠登録1210211号 自動車用ラジエーターグリル
- 意匠登録1209630号 乗用自動車
- 意匠登録1200122号 自動車用センタークラスターパネル
- 意匠登録1184674号 自動車用インストールメントパネル
- 意匠に係る物品「自動車」
- 出願人/権利者「トヨタ自動車」 登録日「19970101:19991231」
- 意匠登録1031393号(意匠公報DBより) 乗用自動車
- 類似意匠登録1030164-001号 乗用自動車
- 意匠登録1061901号(秘密意匠) 乗用自動車
- 意匠公報DBから 意匠登録番号「146113」
- 意匠登録146113号 自動二輪車 本田宗一郎

Copyright © 2009 Saseguchi University

- 特許電子図書館の「意匠公報DB」「意匠公報テキスト検索」を使いましょう。
- 意匠に係る物品「外壁」 出願人/権利者「ミサワホーム」
- 意匠登録1104527号 外壁材
- 類似意匠登録1042822-004 外壁用ガスケット材
- 意匠公報DBから 意匠登録番号「1208618」
- 意匠登録1208618号 組立家屋
- 意匠に係る物品「外壁」 出願人/権利者「ミサワホーム」
- 意匠登録1104527号 外壁材
- 類似意匠登録1042822-004 外壁用ガスケット材

中にはこんな意匠も!

- 意匠に係る物品「ロールケーキ」 出願人/権利者「山崎製パン」
- 意匠登録第1284326号 ロールケーキ

Copyright © 2009 Saseguchi University

◆意匠は「物品」と結合された概念・物品区分(意匠法施行規則7条)

- 一 製造食品及び嗜好品 二 服飾 三 飾品類 四 身の回り品 五 かばん又は携帯用物品等
- 六 寝具 七 喫煙用具及び点火器具 八 化粧用品 九 式子、ファクトリー等 十 玩具
- 物 雑貨 十一 鞆 十二 鞆付箱類 十三 洗濯用具 十四 掃除用具 十五 家庭用健康衛生用品
- 十六 調理用具及び飲食用品 十七 調理器具 十八 遊具用品 十九 その他の
- 生活用品 二十 家具 二十一 室内小型電器用品 二十二 電燈及び照明器具 二十三 暖房用又は
- 空調機用器具 二十四 扇風機用器具及び扇風機用品 二十五 その他の室内設備用品 二十六
- おもちゃ 二十七 遊樂用具用品 二十八 運動器具用品 二十九 楽器 三十 その他
- 遊樂用具用品 三十一 書道用品 三十二 筆記具 三十三 事務用具等 三十四 事務用機器
- 印刷物等 三十五 印刷用器具 三十六 筆記具 三十七 表示用具及び高度表示用具 三十八
- 電算機 三十九 電算機用器具 四十 電算機用品 四十一 電算機用器具及び電算機用品 四十二
- 電算機用器具及び電算機用器具用品 四十三 電算機用器具用品 四十四 電算機用器具用品
- 電算機用器具用品 四十五 電算機用器具用品 四十六 電算機用器具用品 四十七 電算機用器具用品
- 電算機用器具用品 四十八 電算機用器具用品 四十九 電算機用器具用品 五十 電算機用器具用品
- 電算機用器具用品 五十一 電算機用器具用品 五十二 電算機用器具用品 五十三 電算機用器具用品
- 電算機用器具用品 五十四 電算機用器具用品 五十五 電算機用器具用品 五十六 電算機用器具用品
- 電算機用器具用品 五十七 電算機用器具用品 五十八 電算機用器具用品 五十九 電算機用器具用品
- 電算機用器具用品 六十 電算機用器具用品 六十一 電算機用器具用品 六十二 電算機用器具用品
- 電算機用器具用品 六十三 電算機用器具用品 六十四 電算機用器具用品 六十五 電算機用器具用品
- 電算機用器具用品 六十六 電算機用器具用品 六十七 電算機用器具用品 六十八 電算機用器具用品
- 電算機用器具用品 六十九 電算機用器具用品 七十 電算機用器具用品

Copyright © 2009 Sanspoqi Design

◆意匠登録要件……

- ・審査主義(意匠法16条) ・先願主義(意匠法9条)
  - ・意匠であること(意匠法2条1項 物品の～)
  - ・工業上の利用可能性(意匠法3条1項 柱状書)
  - ・新規性(意匠法3条1項 3条の2)
- 新規性のないもの……
- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
  - 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠
  - 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠
- ・創作が容易でない意匠(意匠法3条2項) 発明では「進歩性」にあたる
  - ・消極的不当登録事由に該当しないこと(意匠法5条)
  - 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
  - 二 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠
  - 三 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠

Copyright © 2009 Sanspoqi Design

●意匠法に固有の制度……

【秘密意匠制度 意匠法14条】

意匠登録出願人は、意匠権設定登録日から3年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる。

→ デザインの模倣容易性及び、比較的流行期間が短い意匠が多いことに配慮した制度

一 秘密開示の条件

特許庁長官は、下記に該当すれば、秘密にすることを請求した意匠を、意匠権者以外の者に示さなければならない。

- ① 意匠権者の承諾を得たとき。
- ② その意匠又はその意匠と同一若しくは類似の意匠に関する審査、審判、再審又は訴訟の当事者又は参加人から請求があったとき。
- ③ 裁判所から請求があったとき。
- ④ 利害関係人が意匠権者の氏名又は名称及び登録番号を記載した書面その他経済産業省令で定める書面の特許庁長官に提出して請求したとき。

Copyright © 2009 Sanspoqi Design

●意匠法に固有の制度……

【組物の意匠制度 意匠法8条】一 意匠一物品概念の例外

特定の物品は、「組物」として集合体として登録することができる。

同時に使用される二以上の物品であって、経済産業省令で定めるもの(以下「組物」という。)を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

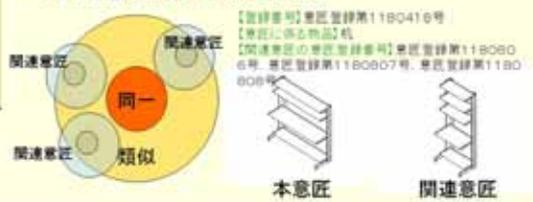
- 1一組の下部セット 2一組のカズボタン及びボタン止めセット 3一組の紙巻機セット 4一組の喫煙用具セット 5一組の美容用具セット 6一組のひなセット 7一組の洗濯機用セット 8一組の便所清掃用具セット 9一組の高圧用具セット 10一組の電気歯ブラシセット 11一組のキャンプ用品セット 12一組の紅茶セット 13一組のコーヒーセット 14一組の酒器セット 15一組の食卓用品及びコップセット 16一組のせんべいセット 17一組のディーゼルセット 18一組の調味入れセット 19一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット 20一組のしすセット 21一組の調理器具セット 22一組の業務用又は家庭用テーブルセット 23一組の玄関用靴セット 24一組の収納靴セット 25一組の靴セット 26一組のテーブルセット 27一組の天井灯セット 28一組のエアークレディットホルダーセット 29一組の洗面化粧台セット 30一組の台所セット 31一組の便器用付属品セット 32一組の紅茶セットおもちゃ 33一組のコーヒーセットおもちゃ 34一組のディーゼルセットおもちゃ 35一組の楽器入れセットおもちゃ 36一組のナイフ、フォーク及びスプーンセットおもちゃ 37一組のゴムフロアマットセット 38一組のドラムセット 39一組の車載用具セット 40一組の筆記具セット 41一組の自動車用エアスプリングセット 42一組の自動車用シートカバーセット 43一組の自動車用フロアマットセット 44一組の自動車用マットセット 45一組の自動車用タイヤセット 46一組の自動車用タイヤポンプセット 47一組の車載用電話機セット 48一組のオーディオ機器セット 49一組の車載用オーディオ機器セット 50一組のスピーカーボックスセット 51一組のテレビ受像機セット 52一組の光ディスク再生機セット 53一組の電子計算機セット 54一組の自動車用機器セット 55一組の医療用エックス線撮影機セット 56一組の門柱、門扉及びフェンスセット

Copyright © 2009 Sanspoqi Design

●意匠法に固有の制度……

【関連意匠制度 意匠法10条】 類似部分の権利範囲を明確化するための制度。

意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠(以下「本意匠」という。)に類似する意匠(以下「関連意匠」という。)については、本意匠の意匠登録出願の日とその関連意匠の意匠登録出願の日が同日である場合に限り、第9条第2項の同日出願規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。但し、本意匠と関連意匠の意匠登録出願は同日に行う必要がある。



Copyright © 2009 Sanspoqi Design

●意匠権の効力……

【意匠法23条】

意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。ただし、その意匠権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

→ 同一だけでなく、類似部分まで積極的権能を持つ。

	物品同一	物品類似	物品非類似
デザイン同一	同一意匠	類似の意匠	非類似の意匠
デザイン類似	類似の意匠	類似の意匠	非類似の意匠
デザイン非類似	非類似の意匠	非類似の意匠	非類似の意匠

Copyright © 2009 Sanspoqi Design

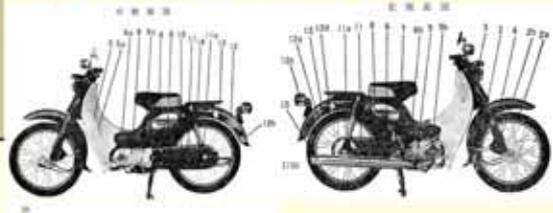
●判例その1……自動二輪車事件 東京地裁昭和43年(ワ)11385号 S48.5.25

・原告 権利者側意匠権  
登録番号146113号  
意匠に係る物品 第20類 自動二輪車  
出願日 昭和33年5月7日

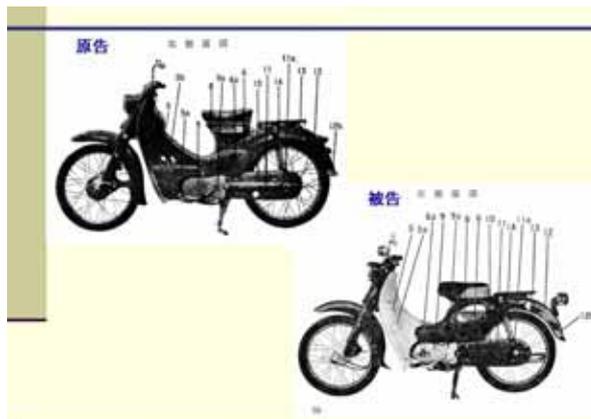
Copyright © 2009 Sanspoqi Design

●判例その1-2……自動二輪車事件 東京地裁昭和43年(ワ)11385号 S48.5.25

・被告 自動二輪車メーカー 対象物件の一例



Copyright © 2009 Sanspoqi Design



Copyright © 2009 Saseguchi Denzappo

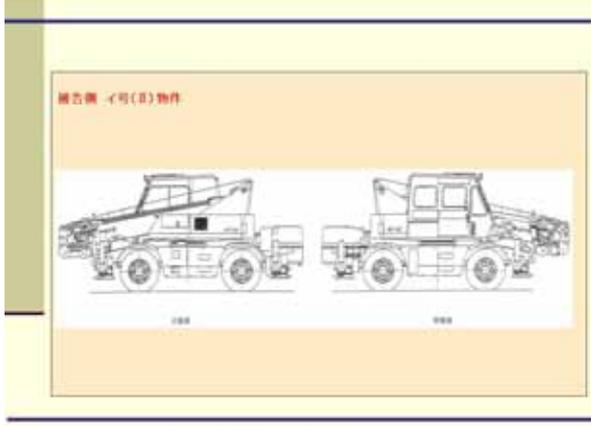


Copyright © 2009 Saseguchi Denzappo

●判例その2  
自走式クレーン事件 東京地裁平成5年(ワ)3966号 H9.1.24

原告側製品 意匠登録76602B

Copyright © 2009 Saseguchi Denzappo



Copyright © 2009 Saseguchi Denzappo

◆意匠分類記号を利用して検索をしてみましょう  
・特許電子図書館の「日本意匠分類・Dターム検索」を使いましょう。

※注意 時期によって、二つの意匠分類が使われている・・・

現行分類・現行Dターム (出願日が平成17年<2005年>以降の文献が対象)  
旧分類・旧Dターム (出願日が平成16年<2004年>以前の文献が対象)

・最初に・・・現行意匠分類を調べるために仮の検索を行います。

●演習1 現行意匠分類で「携帯電話」の形態・・・デザイン・・・を調べるにはどのようにしたらよいですか。

答え・・・意匠公報テキスト検索、「意匠にかかる物品」を「携帯電話」で検索します。その際、公報発行日付を平成17年以降に指定します。例えば、2006年6月1日から2006年10月31日の間の期間を検索します。

●演習2 演習1で調べた現行意匠分類「????」を利用して、現行意匠分類を更に詳しく見てみましょう。具体的にはどのようにしたらよいですか。

答え・・・意匠公報テキスト検索等の画面から、現行日本意匠分類・Dタームのボタンをクリックして「H743」を入力して詳細を表示させます。

Copyright © 2009 Saseguchi Denzappo

●演習3 腕時計式の携帯電話の意匠情報を検索して下さい。

答え・・・意匠公報テキスト検索等の画面から、現行日本意匠分類・Dタームのボタンをクリックして「H743」を入力して詳細を表示させ、H743AFを探し出す。次に、「日本意匠分類・Dターム検索」あるいは「意匠公報テキスト検索」を利用。

Copyright © 2009 Saseguchi Denzappo

【授業アンケート】  
次のアンケート設問の回答をメールで送信して下さい。

1. 4回にわたって行われた知的財産の授業で、難しかったところを教えてください。
2. 授業の改善点を教えてください。
3. 受講して良かった事などを教えてください。
4. 今後、テーマに取り上げて欲しい内容、あるいは質問事項を教えてください。

t-kimura@yamaguchi-u.ac.jp

Copyright © 2009 Saseguchi Denzappo

質問などは下記まで・・・

t-kimura@yamaguchi-u.ac.jp

完

Copyright © 2009 Saseguchi Denzappo

### 9 - 3 - 7 整理番号 1 1 鹿児島県立加治木工業高等学校

#### 【実証授業の概要】

鹿児島県立加治木工業高等学校 同校知的財産セミナーの特別講義

平成 1 8 年 1 2 月 8 日 8 0 分間 1 コマ

対象生徒 全 5 学科 1 年生 (その他教職員 4 0 名)

内容 身近にある知的財産

同校の知的財産セミナーの一環として「身近にある知的財産」をテーマに特別講演を行った。主な内容とパワーポイント資料は、下関商業高等学校で 4 回実施した整理番号 7 ~ 1 0 の実証授業と重複するため説明は割愛する。

### 9 - 3 - 8 整理番号 1 2 山口県立高森高等学校

### 整理番号 1 3 山口県立高森みどり中学校 (高校への併設校)

#### 【実証授業の概要】

山口県立高森高等学校 自由研究の特別講義

平成 1 9 年 2 月 1 4 日 6 0 分間 1 コマ

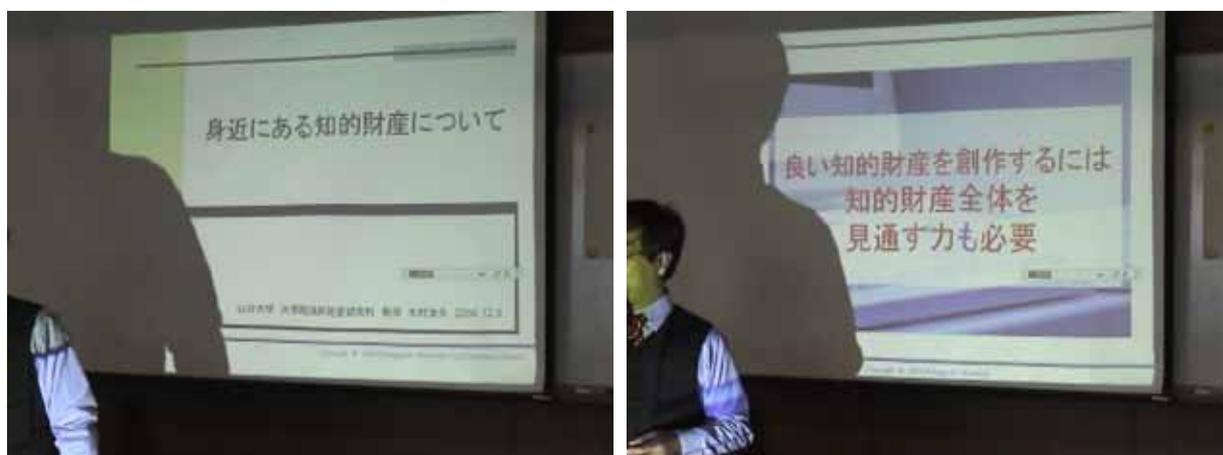
対象生徒 受講希望の高校生 2 2 名と高森みどり中学校生徒 6 名

内容 カップ麺に見る知的財産と特許電子図書館の検索

同上の高校と併設中学校が共同して、希望者に自由研究の形で知財教育を企画したものである。当初の授業準備として、昨年度の実証授業で利用した教材、即ちカップ麺とレンズ付きフィルムの二つのテーマを用意した。しかし、カップ麺の側面をカッターで切り開いて特許発明を考えさせる作業に時間がかかったため、カップ麺だけを利用した。特許電子図書館を利用した検索実習も設定したため、時間的にタイトな状況であった。

教科書は、産業財産権標準テキスト (総合編) を利用している。

#### 当日の授業風景写真





始めに、自作ビデオ教材を利用して油揚げ麺の製造過程や発明の内容の説明を行う、



産業財産権標準テキスト（総合編）を利用して、知的財産制度の全体概要を説明。カップ麺を利用して、そこに存在する知的財産を考えさせる・・・商標、意匠、発明等々の知的財産を実感させる。その後、カップ麺の特許発明に絞って考えさせる。容器を振ったときの音や、外側の発泡スチロールに横4センチ縦10センチ程度の長方形の穴を開けさせて、麺の形状等を考えさせている。麺が容器側壁に密着して移動中の麺塊の損傷を防ぐ工夫や、麺塊の上部を密にして下部を疎にすることで熱湯の対流を効率よく利用する工夫などに気づかせる。

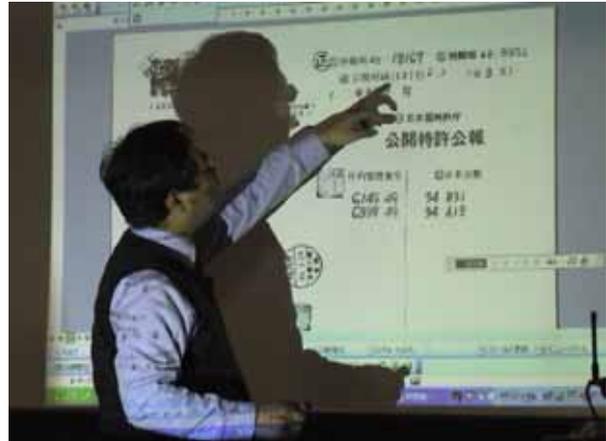
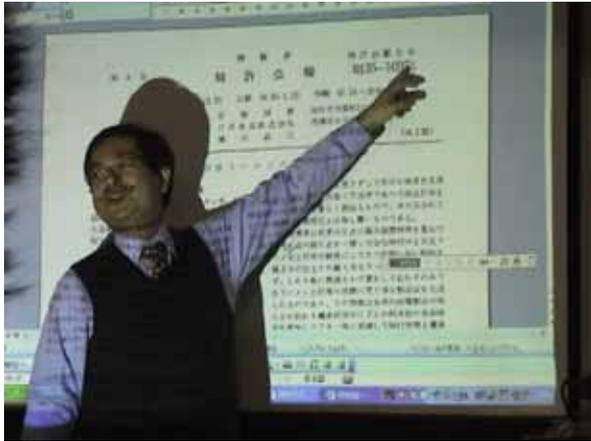


容器を逆にして振る、音を聞いて考える

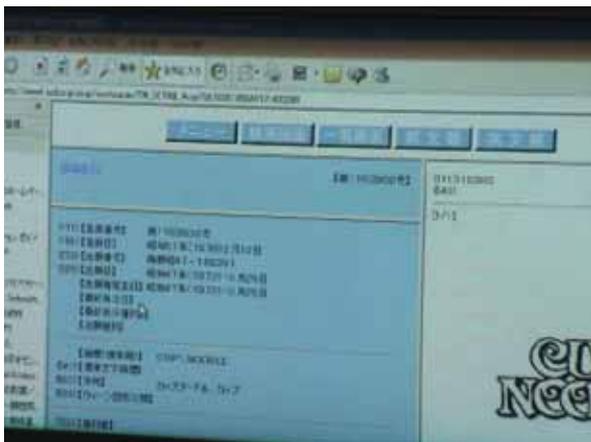


カップ麺側面が縦に切り開かれている

なお、食べ物を教材としているため、麺容器を破壊して各種の工夫に気づかせた後に、中の麺をビニール袋に移して自宅に持ち帰らせる等の配慮が必要である。今回の実証授業でも、用意したビニール袋を配布して食材を廃棄しないように指導している。自宅に麺を持ち帰り、丼に移して熱湯をかける作業から、新たな気づきや食べ物を粗末にしない経験が得られることを期待した措置である。



特許電子図書館を利用して特許情報の検索実習を行う



同じく商標検索実習を行っている画面

### 中学、高校生合計28名の授業後感想

- ・身近なものでも特許があるのだなと思いました。カップヌードルなどにもいろいろな工夫があり、その一つ一つに特許があるなんて知りませんでした。また、特許電子図書館のことなどまったく知りませんでした。
- ・特許電子図書館などのホームページを見たり、身近にあるいろいろな物をただ使うのではなく、そこに隠されている工夫を見つけたりするのもおもしろいと思いました。ひとつの会社が出している商品にもたくさんの商標がついていることに驚きました。
- ・今まで身近にあっても、気にしなかった特許について知らなかったけれど、いろいろ聞いてみるとおもしろかったです。今日配られた本「産業財産権標準テキスト（総合

編)」「(企画 特許庁)を読みたいです。

- ・いつも普通に食べるラーメンにあのような工夫があるとは知りませんでした。特に驚いたのは、層によって麺の密度が違ったことです。3分で出来上がるまでに、たくさんの工夫がされていることに驚きました。ラーメンの容器を切ってみて、中のつくりに驚きました。今回先生に来ていただいて本当によかったです。
- ・知的財産の講義ということで、かたい話かと思ったけど、カップ麺の話でおもしろかった。食べるのは簡単なカップ麺だけど、中をみるとさまざまな工夫があり驚いた。知的財産についてよく分かったけれど、まだまだ知らないことが多くあるので勉強してみたいと思った。
- ・カップラーメンの容器を切断して観察するという事は普段できないことなので、とても新鮮だった。麺の密度や麺を崩さないための工夫については考えたこともなかったのでももしろかった。一つの物も視点を変えてみると思いもよらない発見があったりするということがわかった。自分で何かを作り出すプロセスは得意ではないけれど、今日の講義を受けて興味が持てた。
- ・普段何も考えずに使っている道具やよく食べているインスタント食品には、開発までにすごく時間がかかっているから、その分たくさんの苦労があると思います。商品を作ることは大変だと思いました。いろいろなことが分かって自分のためになったし、楽しく講義を受けることができました。
- ・もっと難しい話かと思っていたけど、インターネットを使ったりして理解しやすかった。資料を読んで、特許権の大切さや模倣品の悪さが分かりました。特許電子図書館で商標などについて簡単に調べることができることを知ってびっくりしました。カップ麺一つを作るにしても、たくさんの工夫と苦労があることが分かり大変なことだと知りました。それだけに、それを悪用したりしてはいけないと思いました。
- ・自分の身近なところにいろいろな知的財産があることがよく分かった。商標権についてとても勉強になった。
- ・カップ麺にもいろいろな工夫がされているのだなと思った。下は空洞で麺が動かないことや上の部分は密度が高いということに驚いた。商標やデザインなども知的財産であることをはじめて知った。今まで知らなかったことを今日たくさん知ることができた。この講義を機会にたくさんのことについて知りたいと思った。今日の講義はとても楽しく、有意義な時間だった。
- ・知らないことをたくさん知ることができてよかった。今のカップラーメンに至るまでにすごい工夫と時間がかかっていることを知り感動しました。自分でアイデアを出して特許をとってみたいと思いました。
- ・カップヌードルが「魔法の麺」と呼ばれていたことが少し想像できた。今まで知らなかったことをたくさん知ることができて、将来何かの役に立てることができればいいなと思いました。一つのものを作るために、発明から考案、デザイン、意匠までいろいろなことを行って、最終的に著名商標、原産地表示をするなどすごく大変だと思

ました。

- ・一つの商品にはたくさんの工夫が施され、製作者の思いを感じることができた。製作者の思いを大切にするために著作権法が定められているが、それを無視して模倣をしたりすることは悪いと思う。海賊版などのコピー商品の取締りを強化する必要があると思った。
- ・普段何気なく身近に置いているものも、アイデアの塊からなるものだと改めて実感しました。実際にカップラーメンを手にとって学ぶことで、特許や知的財産について理解できた。
- ・いつも気にしていないことでも、よく見てみるといろんな工夫が発見できるのだなと思った。人と違った発想を持つことによって特許を取得したり、新しい商品を作ったりできるからすごいと思った。日々の生活の中でたくさんのことを発見していきたいと思った。今日はたくさんのことを知ることができました。時間があればもっとたくさん学びたかったです。
- ・麺を作るまでの過程を見ることができておもしろかった。特許について学べたことはすごく勉強になりました。
- ・油揚げ麺と熱風で乾燥させた麺があるなんて考えたことがなかった。知的財産といっても分野が多くてすべてを理解するのは大変そうだけど、面白そうだと思った。

## 9 - 4 高等専門学校における実証授業

### 9 - 4 - 1 整理番号14 詫間電波高等専門学校

#### 【実証授業の概要】中等教育機関の知財教育と比較するために掲載した

詫間電波高等専門学校

平成18年9月12日 90分間1コマ

対象生徒 情報通信工学科5年生39名

内容 知的財産概論と特許情報検索

同校の知的財産特別セミナーで知的財産概論と特許情報検索をテーマに講義を行った。

セミナーの内容

1. 知的財産の重要性を理解する。
2. 知的財産学習に必要な各種情報の内容を確認する。
3. 明細書等の特許情報の内容を理解する。
4. 特許出願の簡単な流れと『公報(特許情報)』の関係を理解する。
5. (独)工業所有権情報研修館が提供する特許電子図書館を利用した検索実習。
6. 特許発明の同一性判断を理解する。

#### 【当日の指導用パワーポイント資料】 抜粋

知的財産概論と特許情報検索

詫間電波工業高等専門学校 情報通信工学科5年生

担当: 山口大学大学院 技術経営研究科 教授 本村英久

●本日の内容

1. 知的財産の重要性を理解しましょう。
2. 知的財産の学習に必要な各種の情報を簡単に検索して、情報の内容と場所を確認しましょう。
3. 明細書に代表される特許出願書類の内容について、復習しましょう。
4. 特許出願の簡単な流れと『公報(特許情報)』の関係を理解しましょう。
5. (独)工業所有権情報研修館が提供する『特許電子図書館』を利用して検索を行いましょう。
6. 特許発明の同一性判断を理解しましょう。

◆知価社会の到来……  
商品化過程に介在する知的財産価値の再認識。

◎レンズ付きフィルム特許権侵害訴訟  
東京地裁平成12年8月31日  
東京地裁平成08(ワ)第16782号

◎車載在庫システム特許権侵害訴訟  
東京高裁平成15年2月26日  
東京高裁平成13(ネ)第3453号

◎中古ゲームソフト訴訟  
最高裁平成14年4月25日  
最高裁平成13年(受)952号

◎ファイル交換ソフト著作権侵害訴訟  
東京地裁平成15年12月17日  
東京地裁平成14(ワ)第4237号

◎山口大学商標戦略

考えられるあらゆる法律を駆使した攻防

◆液晶テレビを巡る流通グループとメーカーの対立

台湾 日本

販売会社 大手の流通グループ

台湾の液晶TVメーカー 液晶TVの世界的メーカー 特許権を主張

輸入差止請求 販売差止請求

◎物の発明の実施、生産、使用、譲渡、貸渡し、輸入、譲渡等の申し出(物がプログラム等である場合、電気通信回線を通じた提供を含む)。

Management of Technology

◆最近の判例等

◎いわずゆる一太郎事件  
 ◆H17. 9.30 知財高裁 平成17(ネ)10040  
 平成17年(ネ)第10040号 特許権侵害差止請求控訴事件  
 (原審・東京地方裁判所平成16年(ワ)第16732号)

【請求項1】アイコンの機能説明を表示させる機能を実行させる第1のアイコン、および所定の情報処理機能を実行させるための第2のアイコンを表示画面に表示させる表示手段と、前記表示手段の表示画面上に表示されたアイコンを指定する指定手段と、前記指定手段による、第1のアイコンの指定に引き続く第2のアイコンの指定に応じて、前記表示手段の表示画面上に前記第2のアイコンの機能説明を表示させる制御手段とを有することを特徴とする情報処理装置。

地裁判決  
 【請求項2】 省略 【請求項3】 省略  
 明細書等

Copyright © 2009 Fagangchi University, MIT Fudan Tsinghua Korea

Management of Technology

◆最近の判例等

◎読売オンライン事件  
 ◆H17.10. 6 知財高裁 平成17(ネ)10049  
 平成17年(ネ)第10049号 著作権侵害差止等請求控訴事件  
 (原審・東京地方裁判所 平成16年3月24日判決)

【知財高裁判決抜粋】 本件YOL見出しは、控訴人の多大の労力、費用をかけた報道機関としての一連の活動が結実したものといえること、著作権法による保護の下にあるとまでは認められないものの、相応の苦勞・工夫により作成されたものであって、簡潔な表現により、それ自体から報道される事件等のニュースの概要について一応の理解ができるようになってきていること、YOL見出しのみでも有料での取引対象とされるなど独立した価値を有するものとして扱われている実情があることなどに照らせば、YOL見出しは、法的保護に値する利益となり得るものというべきである。

Copyright © 2009 Fagangchi University, MIT Fudan Tsinghua Korea

Management of Technology

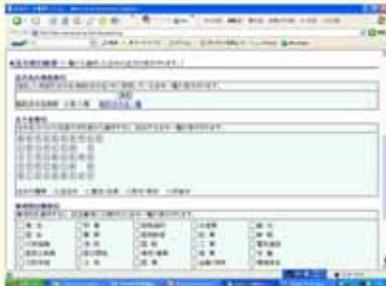
知財学習に必要な情報

Copyright © 2009 Fagangchi University, MIT Fudan Tsinghua Korea

Management of Technology

◆知的財産の学習に必要な各種の情報

1. 総務省法令データ提供システム  
<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>



Copyright © 2009 Fagangchi University, MIT Fudan Tsinghua Korea

Management of Technology

◆知的財産の学習に必要な各種の情報

2. 最高裁判所ホームページ  
<http://www.courts.go.jp/index.htm>



Copyright © 2009 Fagangchi University, MIT Fudan Tsinghua Korea

Management of Technology

◆知的財産の学習に必要な各種の情報

3. 知的財産高等裁判所～平成17年4月1日発足  
<http://www.ip.courts.go.jp/>



Copyright © 2009 Fagangchi University, MIT Fudan Tsinghua Korea

Management of Technology

◆知的財産の学習に必要な各種の情報

5. 特許電子図書館((独)工業所有権情報・研修館)  
[http://www.ipdl.ncipi.go.jp/homepg\\_ipdl](http://www.ipdl.ncipi.go.jp/homepg_ipdl)



Copyright © 2009 Fagangchi University, MIT Fudan Tsinghua Korea

Management of Technology

◆知的財産の学習に必要な各種の情報

6. 特許庁ホームページ



Copyright © 2009 Fagangchi University, MIT Fudan Tsinghua Korea



Copyright © 2009 Fukuoka University, M17 Fukuoka, Japan

Management of Technology

### ◆特許出願に係る書類の内容

第36条（特許出願）

- 特許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書の特許庁長官に提出しなければならない。
  - 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
  - 発明者の氏名及び住所又は居所
- 願書には、明細書、特許請求の範囲、必要なら図面及び要約書を添付しなければならない。
- 前項の明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 発明の名称
  - 図面の簡単な説明
  - 発明の詳細な説明
- 前項第三号の発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
  - 経済産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。
  - その発明に関連する文献公知発明（第二十九条第一項第三号に掲げる発明を除く。以下この項において同じ。）のうち、特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を記載したものであること。

Copyright © 2009 Fukuoka University, M17 Fukuoka, Japan

Management of Technology

### ◆特許出願に係る書類の内容

前スライド第36条の続き

- 第二項の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない。
- 第二項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
  - 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。
  - 特許を受けようとする発明が明確であること。
  - 請求項ごとの記載が簡潔であること。
  - その他経済産業省令で定めるところにより記載されていること。
- 第二項の要約書には、明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した発明の概要その他 経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

Copyright © 2009 Fukuoka University, M17 Fukuoka, Japan

Management of Technology

### ◆特許出願に係る書類の内容…請求項

【特許請求の範囲】

【請求項1】プラスチックフィルム又は紙などによるカード基材及び該カード基材に接着された第1のプラスチックフィルムで形成されるカード部材、第2のプラスチックフィルムが接着されたプリンタ用紙とを具備し、上記カード部材の第1のプラスチックフィルムと上記プリンタ用紙の第2のプラスチックフィルムを密着し、当該カード部材にカード及び該カード周縁部の一部あるいは全周部に保護層を形成したことを特徴とするコンピュータ印字用のカード台紙。

【請求項2】上記カード部材は、保護層の断面形状が台形になっていることを特徴とする請求項1に記載のコンピュータ印字用のカード台紙。

【請求項3】上記プリンタ用紙に、カードを貼付すると共に該カードに隣接して住所欄を設けたことを特徴とする請求項1又は2に記載のコンピュータ印字用のカード台紙。

第70条

- 特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。
- 前項の場合においては、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意味を解釈するものとする。
- 前二項の場合においては、願書に添付した要約書の記載を考慮してはならない。

Copyright © 2009 Fukuoka University, M17 Fukuoka, Japan

Management of Technology

### ◆特許出願に係る書類の内容…請求項

特許請求の範囲

請求項 請求項 請求項

claims 請求項 請求項 = claim

特許法36条（後半部分…第5項～第6項）

- 第二項の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない。
- 第二項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
  - 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。
  - 特許を受けようとする発明が明確であること。
  - 請求項ごとの記載が簡潔であること。
  - その他経済産業省令で定めるところにより記載されていること。

次スライドへ

Copyright © 2009 Fukuoka University, M17 Fukuoka, Japan



Copyright © 2009 Fukuoka University, M17 Fukuoka, Japan

Management of Technology

### ◆『特許電子図書館』工業所有権情報・研修館を利用する検索

回転寿司の回転機械に関する技術を検索してみよう

電子図書館のどこの画面を利用すれば良いでしょう

検索語句、あるいは検索用記号は何を利用したら良いでしょう

検索された情報を元に更に検索してみましょう

Copyright © 2009 Fukuoka University, M17 Fukuoka, Japan



Copyright © 2009 Fukuoka University, M17 Fukuoka, Japan



Copyright © 2005 Fukuoka University, M17 Fuku Tomioka Kazuo

【正式商号】 デジタルアーツ株式会社  
 【本社所在地】 〒100-0014東京都千代田区永田町2-13-10  
 【設立】 1995年6月  
 【資本金】 569百万円 2005年3月現在  
 【主要取引銀行】 三井住友銀行、みずほ銀行、東京三菱銀行、UFJ銀行  
 【主幹証券会社】 日興シティグループ証券株式会社  
 【特色】 ネットの有害情報閲覧防止フィルタリングソフト最大手。  
 【本社所在地】 東京都千代田区永田町2-13-10  
 【市場名】 ヘラクレス  
 【決算】 3月 末日 【中間配当】 9月  
 【代表者名】 渡良 豊志夫 【上場年月日】 2002年9月19日  
 【従業員数(単独)】 67人 【平均年齢】 30.7歳  
 【従業員数(連結)】 69人 【平均年収】 4,680千円

＝製品紹介＝ トフィルター Business Edition、トフィルター School Edition、トフィルター Personal Editionなど  
 関係会社 株式会社アイキューエス 東京都千代田区永田町2-13-10

Copyright © 2005 Fukuoka University, M17 Fuku Tomioka Kazuo

◆デジタルアーツ社の特許権

出願番号 (2000-096684) 出願日 (2000.03.31)  
 公開番号 (2001-282797) 公開日 (2001.10.12)  
 公告番号 ( ) 公告日 ( )  
 登録番号 (3605343) 登録日 (2004.10.08)  
 審判番号 ( ) 請求日 ( )  
 最終処分 (登録 処分日 2004.10.08 )

出願番号 (2001-237886) 出願日 (2001.08.06)  
 公開番号 (2003-050758) 公開日 (2003.02.21)  
 公告番号 ( ) 公告日 ( )  
 登録番号 (3653242) 登録日 (2005.03.04)  
 審判番号 (2004-20387) 請求日 (2004.10.01)  
 拒絶査定 発送日 (2004.09.06)  
 最終処分 (登録 処分日 2005.03.04)

Copyright © 2005 Fukuoka University, M17 Fuku Tomioka Kazuo

◆関連するフィルタリングソフト特許出願 出願日順 その2

(11)【特許番号】特許第3220104号(P3220104)  
 (24)【登録日】平成13年8月10日(2001. 8. 10)  
 (22)【出願日】平成11年2月16日(1999. 2. 16)  
 (73)【特許権者【氏名又は名称】】ケイディーディーアイ株式会社  
 (57)【要約】【課題】 階層構造になっているURLの上位URLを用いることにより正解率及び再現率共に向上し得るとともに、画像のみが掲載されている少テキストページに対しても内容の不適切さを適確に判定し得るURL階層構造を利用した情報自動フィルタリング方法および装置を提供する。  
 【解決手段】 入力されたHTML情報のURLが上位URLである場合、該上位URLが示す情報に対して自動フィルタリングを行い、該情報が不適切である場合、上位URLを不適切上位URL一覧に登録し、情報の提供を阻止し、上位URLでなかった場合、このURLを不適切上位URL一覧の各URLと照合し、一致するURLがある場合、情報の提示を阻止し、一致するものがない場合、該URLが示す情報に対して自動フィルタリングを行い、情報が不適切である場合、該情報の提供を阻止する。

Copyright © 2005 Fukuoka University, M17 Fuku Tomioka Kazuo

(57)【特許請求の範囲】  
 【請求項1】 インターネットを介して提供される各種情報のうち不適切情報を識別し、この識別した不適切情報の提供を阻止する情報自動フィルタリング方法であって、インターネットを介して提供されるHTML情報を入力し、このHTML情報のURLが上位URLであるか否かを判定し、この判定対象のURLが上位URLである場合、この判定対象の上位URLが示す情報に出現する単語を抽出し、この抽出された各単語について、不適切であるか否かの判定を行い、この判定結果に基づいて該情報が不適切であるか否かの自動フィルタリングを行い、この自動フィルタリングの結果、前記情報が不適切であると判定された場合、当該判定対象の上位URLを不適切上位URL一覧に登録するとともに、前記情報の提供を阻止し、前記HTML情報の判定対象のURLが上位URLでなかった場合、この判定対象のURLを前記登録された不適切上位URL一覧の各上位URLと照合して、該判定対象のURLが、この不適切上位URL一覧に登録される上位URLのいずれかと一致する部分を含むか否かを判定し、一致する部分を含む場合、この判定対象のURLが示す情報の提示を阻止し、前記判定対象のURLが不適切上位URL一覧の上位URLと一致するものがない場合、該判定対象のURLが示す情報に出現する単語を抽出し、この抽出された各単語について、不適切であるか否かの判定を行い、この判定結果に基づいて該情報が不適切であるか否かの自動フィルタリングを行い、この自動フィルタリングの結果、前記情報が不適切であると判定された場合、該情報の提供を阻止することを特徴とするURL階層構造を利用した情報自動フィルタリング方法。

Copyright © 2005 Fukuoka University, M17 Fuku Tomioka Kazuo

◆デジタルアーツ社の最初のフィルタリング特許

出願番号 (2000-096684) 出願日 (2000.03.31)  
 公開番号 (2001-282797) 公開日 (2001.10.12)  
 登録番号 (3605343) 登録日 (2004.10.08)  
 審判番号 ( ) 請求日 ( )  
 最終処分 (登録 処分日 2004.10.08 )

【Fターム(参考)】 5B075 KK07 KK63 ND20 PP02 PP03 PP12 PP22 PQ02 PQ42 QP10 UU40  
 (57)【要約】  
 【課題】 インターネットの閲覧を制限するための方法において、禁止語キーワードを有するコンテンツの閲覧を禁止する場合、禁止語キーワードがあれば閲覧を一律に禁止すると、たとえ有益な情報を含むコンテンツさえも閲覧できなくなる問題がある。  
 【解決手段】 有益語キーワードのデータベースを設けて、禁止語キーワードが含まれているコンテンツでも、有益語キーワードが含まれていれば、有益な情報を含むコンテンツであると判断して閲覧を可能にする。

Copyright © 2005 Fukuoka University, M17 Fuku Tomioka Kazuo

(57)【特許請求の範囲】  
 【請求項1】  
 コンピュータを使用してインターネットを介して外部情報のアクセスを制御する方法であって、アクセス許可サイトのリストを含む第1データベース、アクセス禁止サイトのリストを含む第2データベース、禁止語キーワードを含む第3データベース、及び有益語キーワードを含む第4データベースを備えた前記コンピュータを使用してインターネットを介して外部情報をアクセスする際に、前記コンピュータが、前記第1データベースに含まれるサイトへのアクセスは許可し、前記第2データベースに含まれるサイトへのアクセスは禁止し、前記第1および前記第2データベースに含まれないサイトについては、当該サイトからの情報が前記第3データベースに含まれるキーワードを有しない時にはアクセスを許可し、当該サイトからの情報が前記第3データベースに含まれるキーワードを有する時は前記第4データベースに含まれるキーワードを有する時のみにアクセスを許可することを特徴とするインターネット閲覧制御方法。

Copyright © 2005 Fukuoka University, M17 Fuku Tomioka Kazuo

第1データベース  
アクセス許可サイトのリスト

第2データベース  
アクセス禁止サイトのリスト

第3データベース  
禁止語キーワード

第4データベース  
有益語キーワード

Copyright © 2005 Fukuoka University, M17 Fuku Tomioka Kazuo

Management of Technology

# 発明の同一性判断

Copyright © 2009 Fukuoka University, MIZ Fukuoka Kanoe

Management of Technology

## ◆直接侵害・技術的範囲の同一性判断の基本

●直接侵害の基本

【特許発明の技術的範囲の同一性を判断する】

1. 特許法70条を根拠とする各種参考資料を総合的に利用する
2. 特許請求範囲を構成要件に分ける
3. 対象物件に利用されている技術を構成要件に分ける
4. 両方の構成要件を、要素ごとに一対一で比較する
  - 特許発明クレーム  $a+b+c$
  - 対象物件の技術  $a+b+c$  あるいは  $a+b+c+d$
  - 対象物件がすべての構成要素を含むと同一(あるいは利用関係)

【その他の条件を検討する】

5. 「業として」の実施に該当するか否か(特許法68条)
6. 該当する行為が特許法に規定する「実施」に該当するか否か(特許法2条3項)

Copyright © 2009 Fukuoka University, MIZ Fukuoka Kanoe

Management of Technology

## ◆直接侵害・技術的範囲の同一性判断の基本

特許法68条(特許権の効力)

特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。ただし、その特許権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその特許発明の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

特許法2条3項(実施)

この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 物(プログラム等を含む。以下同じ。)の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等(譲渡及び貸渡をいひ、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為
- 二 方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為
- 三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

Copyright © 2009 Fukuoka University, MIZ Fukuoka Kanoe

Management of Technology

## ◆直接侵害・技術的範囲の同一性判断の基本

●審査における発明の要旨認定も結果として70条を根拠

審査における  
発明の要旨認定

対世的効力

侵害訴訟における  
発明の同一性判断

構成要件に分解して比較

- ・ 出願時点の公知技術等
- ・ 類似先行出願の有無
- ・ 作用効果
- ・ 出願経過・包装禁反言
- ・ 権利者の他出願用語

当事者間で効力

特許法70条 + 判例・実務

Copyright © 2009 Fukuoka University, MIZ Fukuoka Kanoe

Management of Technology

## ◆直接侵害ケース1 おにぎり海苔包装容器事件

●おにぎり海苔包装容器事件 東京地裁平成5年12月22日

▼原告: A販売株式会社

▼被告: B産業株式会社

▼原告は、KS保有の実用新案権に基づき、KSから平成2年12月1日に専用実施権の設定を受けて、平成3年6月24日に設定登録を受けている。

▼KSの実用新案権は 注記当時の実用新案権は特許権と同等の効力を持っていた。

(一) 考案の名称 おにぎり包装用フィルム

(二) 出願日 昭和60年5月28日(実願昭60-79803)

(三) 公告日 昭和63年10月20日(昭63-40152)

(四) 登録日 平成元年6月26日

(五) 登録番号 第1775835号

▼KSの実用新案権は「おにぎり海苔容器」をマシン目で切断する方式、一方被告B産業株式会社はカットテープで切断する方式をとっている。原告A販売株式会社は専用実施権を根拠に被告に差止請求を行っている。

一最高裁判所HPと特許電子図書館で検索して、電子データとして取得しましょう。

Copyright © 2009 Fukuoka University, MIZ Fukuoka Kanoe

Management of Technology

## ◆直接侵害ケース1 おにぎり海苔包装容器事件

●被告物件の説明 おにぎり包装用フィルムで第一図～第三図に示す構造

▼矩形形の「外装フィルム」と、そのほぼ中央で重畳するように配置された一対の「隔離フィルム」の外縁をシールすることにより袋部を形成し、

▼当該袋部を海苔の収納部とし、

▼右隔離フィルム上におにぎりを載せ、外装フィルムを内側へ半分折畳むと共に、その両隣部をさらに折り畳みシール片により固定する包装用フィルムにおいて、

▼外装フィルムの略中央で隔離フィルムの重畳端縁に沿った位置にカットテープを設け、

▼外装フィルムを略半分に折畳んだ状態まで開閉し、隔離フィルムの片方とともに、カットテープ部分で外装フィルムの略半分を切離し可能とした、

▼おにぎり包装用フィルム。

原告側の主張

Copyright © 2009 Fukuoka University, MIZ Fukuoka Kanoe

Management of Technology

## ◆直接侵害ケース1 おにぎり海苔包装容器事件

●裁判所の判断

▼概略、被告側主張に沿った認定で、原告側の請求棄却。

この事件で主張された解釈資料

1. 特許請求範囲(構成要件に分説)
2. 発明の詳細な説明、図面(含む、用語定義)
3. 作用効果(含む、使用者の操作手順、被告製品中の使用方法表記)
4. 出願人自身の、他の出願書類中の表記
5. 他出願人の出願書類中の表記

Copyright © 2009 Fukuoka University, MIZ Fukuoka Kanoe

Management of Technology

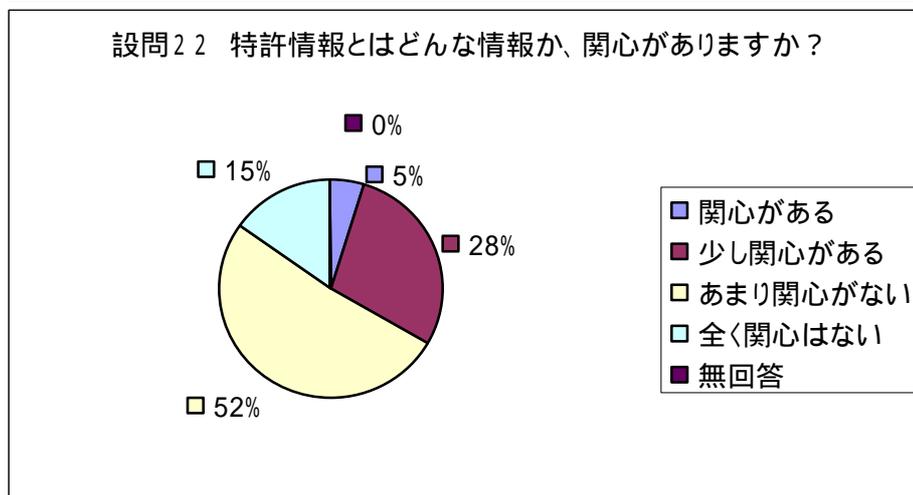
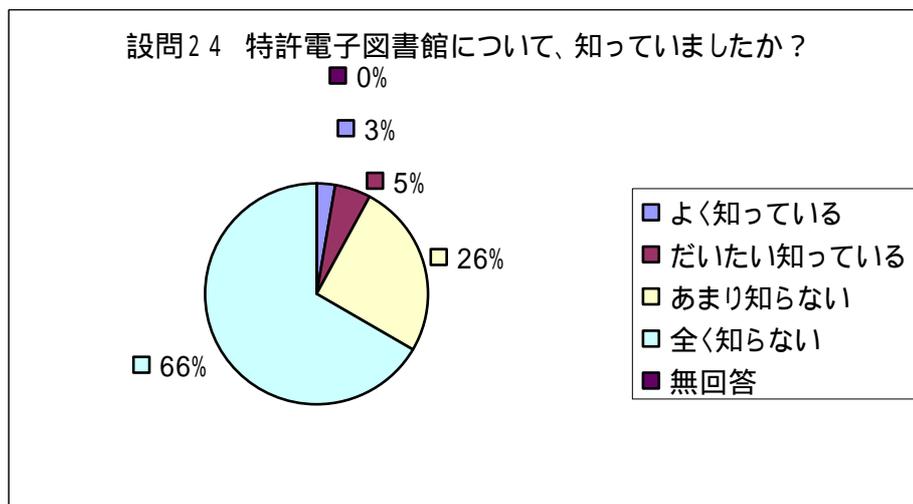
## ●一般的な参考資料

1. 特許請求の範囲が基本的解釈資料
2. 発明の詳細な説明の記載
3. 図面に表現された技術的思想
4. 出願時の技術水準(公知部分は自由技術の抗弁)
5. 出願経過(禁反言、包装禁反言)
6. 出願人自身の、他の出願書類中の表記
7. 作用効果(作用効果なき部分は除外)
8. 原則として実施例のみに限定されない

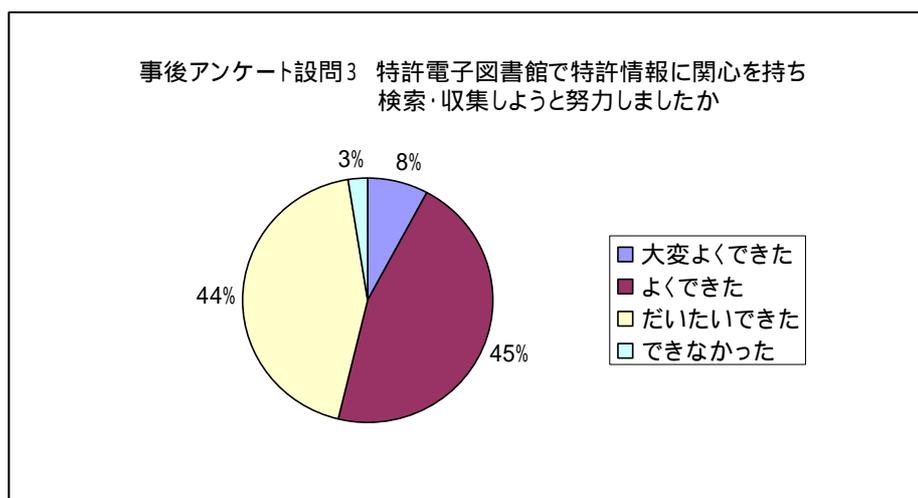
Copyright © 2009 Fukuoka University, MIZ Fukuoka Kanoe

参加した39名からは、講義前と講義後にアンケート<sup>1)</sup>を採っている。

事前アンケート



事後アンケート



事前事後の比較から、特許情報に対する関心と検索への意欲が増したものと考えられる。

1) 全体集計の詳細は <http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/takumaanke.pdf> に掲載した。

## 9 - 5 教員対象の知的財産教育手法セミナー

### 9 - 5 - 1 整理番号 15 山口県立萩高等学校

#### 【教員向けセミナー】

山口県立萩高等学校

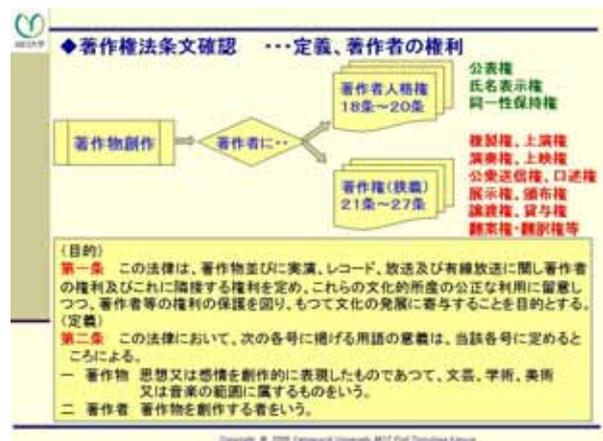
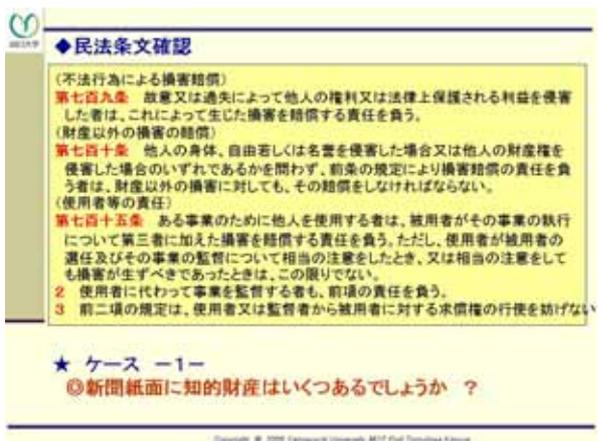
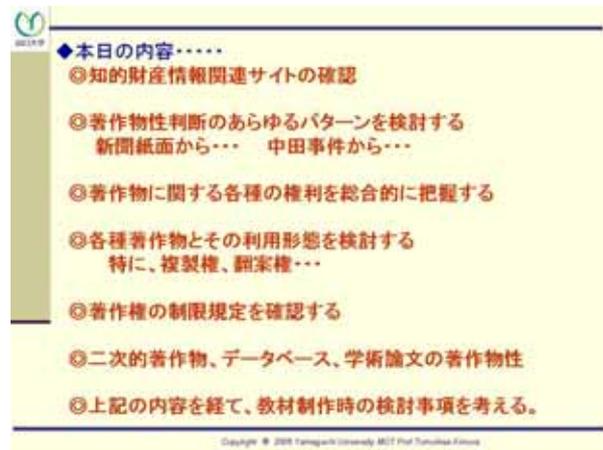
平成18年5月16日 50分間1コマ

対象者 同校教職員約25名

内容 教材制作と知的財産法

教員が知的財産教育を企画する際に必要な知的財産の知識について、教材制作に必要な知的財産という切り口から情報提供を行った。

#### 【当日の指導用パワーポイント資料】 抜粋



◆著作権法条文確認

**第二章**  
5 この法律にいう「公表」とは、特定かつ多数の者を含むものとする。

(二次的著作物)  
**第十一条** 二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著作物の著作権者の権利に影響を及ぼさない。

(編集著作物)  
**第十二条** 1 編集物(データベースに該当するものを除く。以下同じ。)でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物として保護する。  
2 前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作権者の権利に影響を及ぼさない。  
(データベースの著作物)  
**第十二条の二** 1 データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する。  
2 前項の規定は、同項のデータベースの部分を構成する著作物の著作権者の権利に影響を及ぼさない。

Copyright © 2009 Fukuoka University. All Rights Reserved.

◆著作権法条文確認 ...権利の制限

(引用)  
**第三十二条** 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作物の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。 注)・・・必要性 主従関係 出展明示  
(私的利用のための複製)  
**第三十条** 著作権の目的となっている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的利用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。  
一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。)を用いて複製する場合  
**三十条**・・・以下省略

Copyright © 2009 Fukuoka University. All Rights Reserved.

◆著作権法条文確認 ...権利の制限

(学校その他の教育機関における複製等)  
**第三十五条** 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び種類に照らし著作権者の利益を不当に著すこととなる場合は、この限りでない。  
2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物その原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上映し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能性を含む。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に著すこととなる場合は、この限りでない。

Copyright © 2009 Fukuoka University. All Rights Reserved.

★ ケース -2-

◎個人Bおよび個人Bが代表者を務める出版社Cは、有名スポーツ選手Aの伝記本を出版した。出版にあたっては、本人Aに対する取材や、何らかの許諾要求は行われていない。下記の条件でAが取りうる措置を検討してください。

教師から・・・  
学校に提出されたAの試験成績情報  
性格行動情報など

関係者から・・・  
Aの子供時代の写真  
A以外も写っている写真  
性格行動情報など

その他の取材・・・  
練習に忙しくて学校には3分の1しか通っていない等々

個人 B  
出版社 C

取材  
情報収集

単行本の刊行

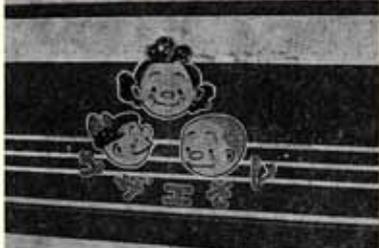
個人 A

Copyright © 2009 Fukuoka University. All Rights Reserved.

★ ケース -3-

◎漫画とそこから派生するキャラクターの権利について、下記条件のそれぞれについて検討してください。

1 サザエさんのキャラクターを観光バスの側面に描いて、業務上利用する行為



何が問題となりうるのか、考え得る論点は・・・

Copyright © 2009 Fukuoka University. All Rights Reserved.

【論点】

- ・著作物は何の部分か
- ・サザエさんの構成は・・・4コマ漫画？ 一話完結？ 新聞紙面との関係？ 単行本となっている場合は？ 著作権はいつ？ 権利の終期は？ キャラクターとの関係は？ 漫画のどの部分について権利行使ができるのか？ キャラクターに単独の著作権が発生するのか？

2. ポパイの絵をネクタイにプリントして販売する行為

【論点】 前述事例と同様の論点

- ・著作物は何の部分か
- ・ポパイの漫画とキャラクターとの関係 等々

Copyright © 2009 Fukuoka University. All Rights Reserved.

漫画



キャラクター



Copyright © 2009 Fukuoka University. All Rights Reserved.

★ ケース -4-

◎漫画の原作者と原画作者あるいは漫画化した者等との関係

原作者 (物語作者)

原画作者

漫画化 (原画作者)

商品化種キャラクター

●著作権は誰？

Copyright © 2009 Fukuoka University. All Rights Reserved.



#### 9 - 5 - 2 整理番号16 山口県立宇部商業高等学校

##### 【教員向けセミナー】

山口県立宇部商業高等学校

平成18年8月10日と11日 計10時間

対象者 山口県内商業高校教員約35名

内容 知的財産権の概要並びに知的財産教育手法

既発表の内容と重複するため、写真やスライド等は割愛する<sup>1)</sup>。

#### 9 - 5 - 3 整理番号17 福岡県立玄海高等学校

##### 【教員向けセミナー】

福岡県立玄海高等学校

平成18年10月10日 30分間

対象者 福岡情報教育研究会（嘉穂総合高校倉光先生主催）会員約15名

内容 教育機関における知的財産教育事例紹介と知財教育の考え方

既発表の内容と重複するため、写真やスライド等は割愛する<sup>2)</sup>。

#### 9 - 5 - 4 整理番号18 有明工業高等専門学校

##### 【教員向けセミナー】

有明工業高等専門学校

平成18年12月6日 120分間

対象者 同校教職員と専攻科学生約30名

内容 実践的知的財産教育事例紹介

既発表の内容と重複するため、写真やスライド等は割愛する<sup>3)</sup>。

---

1) 当日のパワーポイント資料は下記ホームページに掲載されている。

<http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/ubesyoun.pdf>

2) 当日のパワーポイント資料は下記ホームページに掲載されている。

<http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/genkai.pdf>

3) 当日のパワーポイント資料は下記ホームページに掲載されている。

<http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/ariake.pdf>

### 独占できると、どうなりますか？

- 技術開発に投資した、資金の回収ができる。
- ↓
- そのお金で、新しい製品の開発ができる。
- ↓
- 新しい技術が開発しやすくなり、社会が豊かになる。

### 特許権の存続期間

- 特許権として登録されたときから
- ↓ ↓
- 特許出願の日から20年まで  
(特許法 67条)

### 特許を出願しないと

- 他人に特許をとられてしまい
- ↓
- 自分でもその発明を使えなくなることがあります。

### 発明者を目指す心構え

- 現状に満足しない！  
(よりよくしようとする)
- 生活を楽しむ視点をもつ！
- 社会の役に立つことを喜びにする！
- 物事を、追求する姿勢をもつ！

豊かで便利な食生活  
について、  
あなたの意見を書こう！

## 第10章 結語

10 - 1 まとめ

## 第10章 結語

### 10-1 まとめ

本年度の研究で、高等学校普通教育科目について学習指導要領で規定された各教科の目的と整合性を保ちながら知的財産教育を実行できる箇所の探索を完了した。結果として、各教科科目の目的を保ちながら知的財産教育と整合性をとることができる箇所が一定量存在することを確認することができた。また、調査できる範囲内で網羅的に現行検定教科書を調査し、知的財産教育にも利用できる要素が記述されている箇所の調査を終えた。ただし、本年度改訂教科書は年度末に市販されるため調査未済である。この部分については、平成19年4月以降の調査を待つ必要がある。

検定教科書に根拠を持つ学習指導案も46本作成し、対応ビデオ教材開発も行った。本年度は、実証授業も中学高校で13種類実施し、本手法による知的財産教育システム開発の有効性を担保する一定のデータも取得することができた。いずれも、適切な教材を選択して指導の工夫をすることで、当該教科・科目の指導目標を保ったまま知財教育を組み込むことが可能であることを示すデータである。

今後の課題としては、主として高等学校普通教育科目で実施した学習指導要領調査と検定教科書調査、並びに学習指導案や教材開発を、中学校や小学校段階でも実施することが教務であると考えられる。



---

**特許庁 大学における知的財産教育研究事業**  
**「初等中等教育段階における知的財産教育の実践研究」**

平成19年3月発行

山口大学大学院 技術経営研究科

〒755-8611 山口県宇部市常盤台2丁目16番地1

電話 0836-85-9876

---

平成  
18  
年度

大学における  
知的財産教育研究事業

『初等中等教育段階における知的財産教育の実践研究』

山口大学

